

第1回 百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会 詳細議事録

日時：平成15年12月5日（金）13:30～16:30

場所：おかやま三光荘 3Fパブリゾン

午後1時28分 開会

宮崎副所長

お待たせいたしました。ただいまから第1回百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会の第1回目を開催させていただきたいと思っております。

最初に、この協議会の委嘱者でございます国土交通省岡山河川事務所の渡部の方からあいさつさせていただきます。

渡部委員（事務所長）

本日は御苦労さまでございます。私は岡山河川事務所の所長をしております渡部と申します。昨年の4月からこの職を務めさせていただいておりますので、今日おいでの方々の皆さんにいろいろごあいさつをしたり、いろいろ御指導を仰いだりしなきゃいけないところを大変ごぶさたしたりしておりますことを、まずおわびを申し上げたいと思っております。

また、皆様にはいろいろ河川改修事業につきまして御意見をちょうだいしたり、それからいろいろと御指導いただいていることを、この場をおかりして御礼を申し上げたいと思っております。

今日、非常に年末のお忙しいところに、声かけをした皆さん本当にたくさんお集まりいただきましてありがとうございます。百間川あるいは旭川の河川改修につきましては、いろんな方の御理解、御指導をいただきながら今日まで順調にといいですか、確実に進めさせていただいておりますところでございますが、今日のこの会議の目的にもございますけども、百間川の分流部の工事につきまして、河川改修事業をより一層進めていく、そういう段階に入ってきたということでございます。

私ども、平成10年10月に台風がございまして、それ以前には百間川に洪水が入ってきた場合に非常に心配な状況があった中、着実な河川改修をさせていただいたおかげで、百間川の方については一応その機能を発揮するような形にもなっております。ただ、残念ながら旭川の本川の方では、まだまだ十分じゃない、一部浸水被害を生じたというようなことで、私どもはこの地域の安心・安全を守るために精いっぱいこれまでも取り組んでいますが、さらに一層頑張っていきたいなというふうに思っております。

ただ、この百間川の分流部を改修していくにつきましては、後ほどまた事務局から御説明させていただきますけども、非常にこの地域についての関係のあられる方等を含めて、関心のあられる方を含めて、非常にこの旭川の治水問題の重要なとこ

るということでございまして、この地域の課題あるいは今後の対応策について広く皆様から意見をお伺いして、是非よりよいものにしていきたいと、そういうことを考えておりました、今日お集まりの学識経験の方、それから漁業の関係の方、地域住民の方、それから市民団体の方あるいは関係行政機関の方ということでお集まりしていただいて、いろいろある意味けんけんがくがくを含めて御意見ちょうだいして進め方を考えたいなと思っておるところでございます。

旭川はもとより河川は国民共有の財産ということでございまして、私ども河川を国民の方々からそういう信託を受けて管理をさせていただいていると、そういう立場だと思っておるところでございます。地域の方々の生命・財産を守る、安全・安心をつくるという、そういう責務もありますし、またせっきくの有益な公共の空間あるいは自然豊かな空間をすばらしいものにしていかなきゃいけないという、そういう大変重い役割も担っておるところでございますし、また税金でそういう施設の管理・整備をする以上、効率性だとか投資の効果が早期に発揮できるとか、そういう面もあわせて考えてしななきゃいかんと、そういう役割も担っているところでございます。

そういういろんなそれぞれが並べ立つことが非常に難しいような案件も、是非皆さんのいろんなお知恵をかりて何とか両立できて、すばらしい川になるように取り組みたいというのが私どもの思いでございます。

さらに、申し上げさせていただきますと、百間川につきましては昭和46年、7年ごろ、非常に出水がございました。ちょっと言葉が悪いですけど、江戸時代からある意味では放置されてきた百間川流域を何とか百間川に水が入っていくときに安全になるようなということで、それ以降、国土交通省、当時建設省で河川改修を進めさせていただくことになって、約600億円を超える予算で30年間かけまして整備されてきていただいております。それに見合った一定の安全性の確保は成り立っておりますけど、まだまだあわせて旭川の本川の方も、あるいは岡山市街地の、従来からの市街地の方も含めて、全体を通してそういう安全を高めるためには、より一層着実な治水の投資をさせていただきながら安全度を高めたいというのが私どもに与えられた責務かなというようなことを思っておるところでございます。

是非忌憚のない御意見をこの場を通じてお聞かせいただきながら、是非有益な取りまとめをいただいて、事業といたしますか、整備が推進することを期待申し上げまして、私の方から冒頭、委嘱しお集まりいただいた御礼を込めましてあいさつとさせていただきます。よろしく申し上げます。

宮崎副所長

ありがとうございました。

では、私、ちょっと紹介が遅れたんですが、この協議会の委員長様がお決まりになりますまで、一応司会ということさせていただきます河川事務所の副所長をやっています宮崎といいます。よろしく申し上げます。

では、お手元の資料を最初ちょっと確認させていただきたいと思いますので、まず第1回の協議会資料ということで5ミリ程度のものがございます。「資料」と書いております。その次に、本協議会のQ & Aということで、「参考資料」として2

枚紙をつけさせていただいています。それと、もう一冊ございまして、もう一つは参考資料の「市民団体」というものの3冊で今日、お話しさせていただきたいと思います。

では最初の、議事に入らせていただきます。

最初、お手元に資料がない方はございませんでしょうか。

ないようでしたら、入らせていただきます。

まず最初に、本協議会の設立趣旨につきまして事務局の方から御説明させていただきたいと思います。

志々田調査設計課長

岡山河川事務所の調査設計課長をしております志々田と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、座って趣旨説明をさせていただきたいと思います。

お手元の資料の2ページに、百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会の設立趣旨(案)ということで趣旨がついておりますが、御存じの方が多いとは思いますが、百間川は先ほどのお話でもありましたが、百間川は江戸時代から大洪水が常襲してました岡山城下を守るために、当持の岡山藩の方で熊沢蕃山が旭川の放水路として考案して、その考えを当時の土木技術者でありました津田永忠が設計・施工したものであります。この放水路は岡山城と上道郡を洪水から守って、またさらに下流域の新田開発を可能としたというような、当時の土木技術が結集されたものでもありまして、また「三段の荒手」方式等、新しい考え方も駆使されたものであります。

江戸時代、築造後300年間、当時のままの姿で岡山を守ってきたんですが、最近で言いますと昭和49年に国土交通省におきまして、当時の建設省におきまして本格的な百間川の改修に着手いたしまして、平成9年には現在の計画であります工事実施基本計画に沿った流量が流せる、河道としての流せるものはおおむね概成してきたというような状況に至っております。

その後の事業といたしましては、百間川の河口部分にあります河口水門を増築して、より多くの水を流す必要があるという点と、今回、協議会のテーマにもなっておりますが、分流部、一の荒手、二の荒手が存在しておるところについての改修を引き続き実施していきまして、さらなる安全性を高めていきたいというふうに考えているところです。

本協議会につきましては、百間川の分流部について、今後事業を行っていくに当たりまして、百間川分流部における課題の共通認識を図るという点と、分流部を取り巻く状況といたしまして、歴史的な土木遺産等もたくさんございます。また、その他、かなり豊かな自然環境も今形成されているところでもございます。また、地域の方々がいろいろ利用されているというような現状もありますし、いろいろな計画をされているという現状もございます。そういったところを幅広く踏まえた上で、分流部の周辺の活用方策を検討して、今後の管理方針も含めて検討を行っていただいて、今後の河川管理者に対して皆さんによって、その辺の提言の取りまとめを行っていただきたいというふうに考えております。そういった形で、今回は学識

者の皆様、あと漁業関係者の皆様、あと地域住民の皆様、市民団体の皆様、あと行政関係者の皆様に集まっていたいただきまして検討を行っていききたいというふうに考えております。

百間川の分流部周辺有効活用方策検討協議会の設立趣旨の説明をさせていただきました。

宮崎副所長

ただいま、協議会の設立趣旨を説明させていただきました。これは案文でございますけれども、次の規約の方ですべてまた確認していただくということで、次の有効活用方策検討協議会の規約を説明させていただきたいと思います。ここで座って説明させていただきます。

お手元の資料の3ページでございますけれども、これはこの分冊の中身すべてじゃございませんが、事前に御送付させていただいておりますので、内容については御了解いただいていると思いますが、一応各項目について読み上げさせていただいた、あと委員長さん就任の後でまた御了解いただきたいと思います。

それから、先ほど御紹介がちょっと遅れておりましてあれだったんですが、右側に、4ページに別表 - 1 というのを付けておりまして、個別紹介は、この書面をもって御紹介にさせていただきたいと思います。

では、規約（案）につきまして御説明させていただきます。

名称でございますが、第1条、本会は、「百間川分流部周辺有効活用方策検討協議会」（以下「協議会」という。）と称す。

続きまして、設置者。第2条、協議会は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所長（以下「事務所長」という。）が設置、運営する。

続きまして、目的。第3条、協議会の目的は、百間川分流部における課題についての共通認識を図るとともに、百間川分流部を改修するにあたり、分流部を取り巻く現状（歴史的治水機能の継承、現況自然環境の適切な保全、既存の計画や地域社会の要望）を踏まえた分流部周辺の利活用方策及び適切な整備・管理についての検討を行い、河川管理者への提言としてとりまとめるものである。

組織。第4条、委員の委嘱は、事務所長が行う。

2項、協議会は、委員長及び委員をもって組織（別表 - 1）する。なお、必要に応じて委員の総意に基づき、事務所長へ委員の追加を要請することができる。

3項、委員の任期は2年とし、再任を妨げないものとする。

4項、委員長は、委員の互選によって決定する。

5項、委員長に事故ある時は、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代行する。

議事等。第5条、協議会は、委員長が召集する。

2項、協議会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の内、学識経験者の代理出席は認めない。

3項、協議会は、委員の総意に基づき、委員以外の専門的な知識を有するものに出席を求めることができる。

4項、協議会は、討議しようとする事項について必要と認める場合は、委員の総

意に基づき部会を設置することができる。

情報公開。第6条、協議会の開催については、記者発表を行うとともに、岡山河川事務所ホームページにより公開する。

2項、協議会は原則公開とし、公開する情報及び情報公開方法については協議会で定める。

3項、河川管理者は前項で定めた内容について積極的に情報公開に努める。

事務局。第7条、本会の事務局は、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所が行うものとする。

2項、事務局は、会議資料の作成、議事録のとりまとめを行う。

規約の改正。第8条、本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

その他。第9条、本規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は協議会で定める。

付則。この規約は、まだ決まっていませんので、まだ施行できません。

ここまで、規約について、説明させて頂きました。お手元の資料に市民団体の参考資料がありますが、この最終ページに規約等につきまして、ご意見として伺っているものがございます。今年の7月2日付けで就任依頼にお伺いしました際に、事前にお渡ししました資料との関係のことで、ご意見・ご要望をいただいておりますので、最初こちらの方から少しご説明させていただければと思っています。旭川流域ネットワークの方から、この協議会の運営事項に関する要望、提案についての説明をお願いしたいと思います。

池田委員

はい、ありがとうございます。

旭川流域ネットワークの池田です。よろしくお願います。

本日お配りしました、今紹介があったペーパーは、私どものネットワークの方で事前集まって、今回の協議会に当たっての意見を集約したものです。お配りした中に6項目あるんですが、この中で今説明のあった趣旨並びに規約に関する項目としては、1番、3番、4番の辺りが該当すると思いますので、そこに限ってここでは話させて頂きます。

1つ目は、協議会のこの運営に関してなんですが、7月2日付けの本協議会の委員への就任時に頂きました資料では、国土交通省岡山河川事務所長が設置し、運営は協議会が行うことになっていましたが、今回送られてきた資料では、運営も岡山河川事務所長が行うように変更されていて、提言を受ける人が運営をするようになっていました。また、規約を見ても、委員長についての権限が招集するということしか、規約上にはそれぐらいしか役割が実際には書いていないという状況で、あとの別添でついていました資料を見ても、ここに来られている人、傍聴者の退席の指示と、それから河川事務所の方が管理者として出す資料についての説明の許認可、これだけしか示されていないという状況がありました。河川管理者に提言を出すということを目的とした協議会であるならば、河川管理者以外の方から互選で選ばれた委員長のもとで、協議会が運営し提言の取りまとめを行うというのが本来の趣旨

1

2

ではないかと思しますので、7月2日の原案にあったとおり、運営は協議会がする 2
という形に戻した方がいいのではないかなと思って書かさせていただきました。

それから、3つ目のところで、提言の位置づけということで、これは趣旨のところにもかかわっているんですが、後ろに、今回頂いた資料のQ & Aのところの4番のところに、「百間川分流部の改修に当たっては、本協議会での提言を踏まえ、河川管理者で個別に判断し、改修事業を行っていきます。」とありました。これはちょっとゆがんだ見方をすれば、河川管理者にとって都合のよい提言は採用し、都合の悪い提言は無視しますよというふうにもとることができると思います。

そこで、これは趣旨の一番最後並びに目的のところに、できればこれは淀川なんかの協議会の中には書いてあったんですけども、「河川管理者は、この提言を最大限尊重して、百間川分流部の改修計画の原案を作成し、さらにその原案に対する地域住民や住民団体（NGO、NPOを含む）の意見を反映させた改修事業を行っていきます」という、こういう姿勢を趣旨なりにつけて頂くと、この協議会の位置づけが明確になって、私たちもただ言うだけの会議じゃなくて、ちゃんとした責任を持って、責任のある役割をするという、きちっとした位置づけがはっきりするんじゃないかなと思ひまして、位置づけについてこういった文章を入れてほしいという要望を書かさせていただきました。 3

それから4番目に、この協議会の意思決定に関する記述が7月2日の段階の原案にはあったんですが、意思決定に関する記述が今回の原案から削除されていまして、それで、7月の段階では「協議会の意思決定は、出席委員の過半数をもって行うものとするが、少数意見がある場合には必要に応じてこれを付するものとする」というふうにありました。この提言の取りまとめが本協議会の目的であると考えれば、この条項はあえて削除する必要はないんじゃないかなと思います。こういったやっぱり意思決定に関することというのは、提言をまとめる上においては非常に重要なこととなりますので、削除したこの項目はもう一回ちゃんと生かして残す方がいいんじゃないかなと思って書かさせていただきました。 4

この3点、今回の趣旨並びに規約（案）に関するところで私たちとしての意見・要望です。

以上です。

宮崎副所長

ありがとうございました。

では、その御指摘の面につきまして、少しお話しさせて頂ければと思いますが、まず協議会での河川管理者としてのスタンスでございますけども、河川改修といいますと整備というような認識がございますけども、河川改修するには当然目標がございますして、治水の観点から今の現状に対して目標を持って整備するということは当然のことでございます。その形状には幅があるというような考えで、環境面、利用面、それから歴史的な面というもので、価値等、総合的に考えてどのようなものが後世に残すものとしてベストなのかということも、皆さんの本協議会において意見を述べて頂きまして、それを判断していただく必要があると考えています。

協議会の運営についてということでございましたけども、規約では「事務所長が 5

運営する」と記述していますが、この意味は司会進行は当事務所、それから資料説明は関係委員もしくは当事務所、議事進行及び議事取りまとめにつきましては委員
5
長にゆだねることでございまして、運営要領に明記しているとおり、その議事の進
め方など、議事の運営は協議会で行うものと我々は理解しております。

事務所長が設置、運営するということにつきましては、事務所が資料作成して資料説明やたたき台を提示させて頂くということで、運営要領に記載のとおり、討議の進め方などの運営方針は当然協議会の方で行なわれると考えています。

それから、議事進行及び議事取りまとめは、委員長にお願いすることとなるというふうに理解して頂ければと思っています。

この協議会の中でどのような資料を提示してほしいとか、このような議論をするための資料が欲しいということになりますれば、事務所の方でその資料を提示する形は当然でございまして、協議会の委員さんからの資料が出てきても、それもこの協議会の中でいろいろ熟度を上げることにしましてはやぶさかではないと考えていま
6
す。

当然、お手伝いして皆さんからの御意見を出して頂いて、先ほどスタンスと申し上げましたけども、よりよい後世に残せるものをつくっていきたいというのは、我々の方で考えるところです。

それから、提言の位置づけでございまして、協議会の提言内容につきましては、当然河川管理者として重く受けとめるべきものであると思っていますし、ただ改修についての河川管理者の責任で、改修というのは行うもので、責任は河川管理者の方が持つべきものでありますし、この協議会で御出席頂いています地域の方、それから市民団体の方の責任に転嫁するようなことはないと考えています。

それから、先ほど言いました提言内容につきましては、いろいろこれだけの方にお集まり頂いていますので、議論した結果の提言の中で改修といいますか、その計画に役立てていきたいということは考えています。それは我々の御理解頂くためにアカウントビリティということで説明責任ということがございまして、この協議会の中で何回もお話ししていくようになるかと考えています。

それから、協議会の意思決定でございまして、河川管理者の提言内容につきましては、協議会全体として取りまとめる必要があると思いますが、少数意見も含めて取りまとめるということもあるのであれば、特に明示しなくても、審議しなくてもよいのではないかと判断で削除しましたけども、委員の方の多数意見であれば、
8
取り込むことは可能だと、この場、今は案文で流させて頂いていますので、それを皆さんで御了承頂き、それから施行に当たり、そういうふうに生きてくると思っています。

それでよろしいでしょうか。

今本委員

今本です。私、今の質問を聞いておまして、これからの川づくりでは住民の意見をどう取り上げるかということが大事だと改めて思いました。そういう意味では、市民団体の方が疑問を持つような規約はやはりよろしくないのではないかと思っています。今の運営のあり方については私も同じような印象を受けました。

それから、提言についてどう考えるかということですが、これはこういう協議会で提言するということは非常にいいことだと思うんです。しかし、言いつ放しになるという可能性があるわけです。それに対しては、河川管理者がどう対応したかという意見をこの協議会が出すということにすればいかがでしょうか。と言いますのは、決定するのはあくまで河川管理者の権限で、それを侵すことはできませんが、どう対応したかということについて提言をした側からの意見を言うということを保
障した方がいいのではないかと思います。

9

それと、協議会というのは決して河川管理者と対立するものではありませんが、適度な緊張感は要ると思います。そうでないと、新しいいいものは出てこないというのが今の議論をお伺いして感じていた印象です。

宮崎副所長

ありがとうございました。

どうでしょうか。項目別に御了解頂けるかどうか、あるいは条項に入った段階で項目をどういうふうに正していくか、一つずつ整理させて頂ければと思いますけども。

中川委員

各項目ごとにずっとやられると、非常に議論が長引くというか、それでもいいんですが、当然入り口のところだから大事なんだけど、先ほど流域ネットワークの委員の方の御説明が、ポイントというか、そういった点を御指摘されて、いろいろな。そういう点だけどういうふうにするか。例えば設置、運営するということ
でなくて、これは運営するといったいろいろなものが含まれて、それによって拘束されるから、こんなのは設置するというだけでいいんじゃないかと。極端な言い方をすると、後は協議会に、先ほど言われた自主的運用、それは任せることなんですよ
ね。だから、そうだと受けとって、そういう点からしますと、むしろ河川管理者側が
どういう役割を担うかというようなことを書いておかないといかんのと違うかな。例えば、協議会の求めに応じて何か、これは当たり前ですが、発言することが
できるというのはちょっと極端にひどいんだけど、流域委員会みたいになっちゃう
けれど、そういった求めに応じてそれに対する説明をするとか、そういったこと
の何か、河川管理者がどういうふうにかかわっているかということを一項目入れて
おいた方がいいんじゃないかと思うんですけどね。

10

それから、提言ということをやるということですが、それはその都度の何か議論、例えば少数意見とかいろいろ意見が出てきますが、これは事務局が協議会に代わって何かホームページとか議事録そのものを公開する手段、それを事務局でおやりになって頂ければ、僕はいいんじゃないかと思いますがね。

最後の提言の中でまとめるということになってくると、まとめの中に、私なんかはやっているんだけど、附帯的意見
とか付加的意見
とか、そういうようなものを、これはまた協議会の中で議論してもらわないかんけど、載せるか載せんか
とか、御意見があったら、別の。そういったことで、それはその都度処理していく
ということでもいいんじゃないかと。したがって、あえて出席委員の過半数をも
ってどうのこうの、あるいは少数意見がどうか、それは僕は書かなくて、そ

11

う中の協議でそれをどう扱うか、それをまたその都度やっていく。ただし、発言をしておられるんだから、それを明確に議事録にそのまま載せるという何か手をとって頂ければどうかと私は思うんですけどね。

11

以上です。

宮崎副所長

では、規約で議事のところに委員長のことを書いておりますけども、今御意見、お二方ございまして、設置者につきましてはそういう運営のとり方というのが、今回特に議論になって、そういう整理、御質問があったわけでございますけども、設置につきましては、「設置、運営する」ということで、「運営」を取るということが望ましいとお考えの方、ちょっと拳手を、できましたら。まだ過半数という制度を施行させてないんですけども、お気持ちをちょっと表現して頂ければと思います。

中川委員

ほかの御意見を聞かれたら。

池田委員

旭川流域ネットワークの池田です。先ほど中川委員さんの方から言われたとおりで、この場合、先ほど司会の宮崎さんの方から説明があった内容は、事務局のところの項目に事務局は会議資料の作成、議事録の取りまとめというのがあるわけですから、さっきのように運営自身はもう協議会に実質的にゆだねるということであれば、素直に第2条のところは、事務所長が設置するだけで十分事足りているんじゃないかなと思います。ほかの人がさっき手を挙げなかったのは、多分意味がよくわからなかったから挙げられなかったんじゃないかなと思うのですが、どうでしょうか。

宮崎副所長

済みません、司会がふがいなくて。

では、今AR-NETの池田さんの方からありましたように、事務局の仕事とダブるようになるということで、設置者につきましては「設置する」と、運営を外させていただきますが、よろしいでしょうか。

12

〔「異議なし」〕

宮崎副所長

では、皆さん御了解を頂けたと思いますので、こちら「運営」という項目を削除させていただきます。

池田委員

もう一点。さっきのその後のところなんですけども、私が言った提案の中で、多分意思決定のところは、確かに入れるかどうかの判断をしてもらえば結構だと思うんですけども、その前のところの3番目の位置づけに関しては、先ほど司会の宮崎さんの方からの御説明の形で、そういった河川管理者としての姿勢があるのであれば、私は何かやっぱり記録というか、議事録というものもあるんですけども、やっぱり設立趣旨というのが基本的な要は姿勢というか、こういう姿勢でこれをやりたいんだということになりますから、是非最後のところの趣旨の終わり、規約の目的には書かなくても構いませんけども、せめて趣旨の最後のところに、その僕が書き

13

ました3番のところの後半のところ、河川管理者としてはこの提言というのを最大限尊重して計画は進めていきますよという、そういったきちっとした姿勢を位置づけとして思っていますよということと、それからこの原案というのはこのメンバーだけで決まった意見だけですべてするんじゃないくて、ここでつくった意見は、またここ以外の人たちの御意見も聞きながら確認して進めていきますよという、そういった姿勢はやっぱりきちっと明確に出してもらいたいです。逆に言うと、ここで言った分だけで全部進められても、私たちはそこまでの責任を持ってませんので。だから、そういった姿勢とこの位置づけをやっぱりきちっと明文化して頂いた方が、私たちも責任持って取り組めるので、この文章を是非入れて頂く方向で考えて頂けませんでしょうか。

13

宮崎副所長

情報公開という面でも、当然今回お話し頂いて御質問等ございました件につきましては、各委員さんに了解頂いて、若干は遅れますけども、当然議事録につきましても公開するようになりますので、それについては議事録というところでも御理解頂きたいし、我々としても地域の皆さんの賛同なしでは計画あるいは実施につきましてもできないと思っておりますし、そこらをもう少し設立趣旨でそういう河川管理者のこの協議会に対する内容を明示しろということになれば、追加文を掲載したいと思えます。

14

15

この設立趣旨につきまして、別途また機会を持たせて頂きまして、今回は保留という格好でいかせて頂ければと思います。

協議会の意思決定につきましては、今少し回答させて頂いたんですけども、皆さんのこの場でのお話と、それからそういう特異な附帯的な整理の仕方ということにつきましては、この協議会の後に選任して頂きます委員長さんをトップに決めて頂くことだと思っておりますので、今回委員長決定後にそれをもう一回確認したいと思えます。よろしくお願ひします。

それでは、ほかにこの規約(案)、現在今まだ案文でしかございませんが、ほかに御意見等がございましたらお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

鑛山委員

エコミュージアムの鑛山といいます。小さいことかもわからないんですが、この規約の中に入ってきている分流部というのがどこからどこまでなのかというのをちゃんと明確にあらわしていった方がいいのではないかと思うんですが。それとか、あと何か特別に出てきた名詞のようなものの説明をしていく、要するに用語説明という項目を入れた方が良く思いますが。

16

宮崎副所長

確かに御指摘のとおり、当初の7月2日にお流した分につきましては、一の荒手から二の荒手という区分は設定していましたが、いろんな専門用語も確かに入りますので、できますれば今後Q & Aの中にでも用語解説的なものやら、そういう範囲につきましてはまたこの後、内容について説明させて頂く中で明示している、絵柄的には用意したつもりなんですけども、文章的にはそういったところで、内容、

17

区間、地先名というんですか、そういうところを明示させて頂きたいと思います。 17
済みません。ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

ないようでしたら、ちょっと時間も押してますんで。

では、組織の方で第2項、委員長のところでございますが、第4項で「委員長は、委員の互選によって決定する」ということで、その後5番の項目に、委員長に事故ある場合という、職務代理という項目がございます。過半数ということで、皆さんの総意が頂ける場合が一番よろしゅうございますけども、どなたか委員長互選ということでございますので、推薦の方いらっしゃいましたら挙手の上、御意見を頂ければと思います。

池田さんどうぞ。

池田委員

旭川流域ネットワークの池田です。委員長については、今日それ相応の方々が皆さん来られているんで、どの方でもいいとは思んですけども、今までの旭川でのいろんな流れを考えますと、名合先生が旭川の懇談会の委員長とか座長とか、そういったこともずっとされてきたり、旭川のシンポジウム等、いろんなところで結構座長的な役割をすごくやられてきて、こういった会の進行とかまとめに関してはとても適任ではないかと思うので、私は今回の会、名合先生が委員長にいいのではないかと思って推薦致します。

宮崎副所長

はい、ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

今、旭川流域ネットワークの池田さんの方から岡山大学環境理工学部の名合先生の方に委員長をお願いしたいという御推薦ございました。

ほかに御意見、御推薦ございませんでしょうか。

では、皆さん今、御推薦がございました名合先生をお願いしたいと思いますんですけども、よろしいでしょうか。 18

〔拍 手〕

宮崎副所長

それでは、名合先生、済みませんが、委員長就任ということで一言お願いします。

それから、5番の職務代理者につきましても、後ほど御紹介頂ければと思いますが、よろしいでしょうか。

名合委員長

はい、わかりました。

冒頭からこの会の性格等につきまして議論がございまして、なかなかこの会というのは大変な会だなと。非常に重要な会であるからこそ、そういう御意見が出てくるんだと思いますが、そういう会で委員長を仰せつかるということでございますが、先ほどから御意見のございました中川先生、今本先生を始め、経験豊かな方が大勢いらっしゃる中で、私が務めるというのは、地元で河川関係のことをやってる

ということからかなと思います。微力ではございますけれども、非常に責任のある立場ということで、一生懸命やってまいりたいと思います。

この分流部、定義の話も出ておりましたですけれども、この分流部というのは、旭川の放水路であります百間川の流頭部にありまして、非常に治水上重要な空間、施設であると同時に、この地域は非常に広大な面積を持っておりまして、現在非常に自然も豊かでございます。それから、歴史的な遺産もございます。岡山の市民にとりましては、非常に貴重な資産であると、このように思います。この貴重な空間を今後どういう形で整備していくか、有効に活用していくかということがこの協議会で取り上げられるわけでございますが、どういうプランが出てくるか、その問題点はどうかと、また問題点の解決に当たってはどのようにすればいいかというようなことを、皆さんでいろいろ議論して頂くことになろうかと思っております。まあ、河川はどこでもそうでございますけれども、その場所その場所で非常に特性を持っております。この分流部につきましても、これは岡山市の旭川の分流部ということでございますけれども、これはまあ大げさに言えば、世界に1カ所しかないところでございまして、非常に特性のある場所でございます。そういったものを今後子々孫々に伝えていくために、どんな形のものがいいかと。できれば、非常に夢のある活用方策等を治水の問題を含めて考えていきたいと思っておりますので、委員の皆様方にはどうぞひとつよろしくお願い致します。

それから、5番目の職務代行でございますけれども、やはり岡山大学で地理学を専攻されておられます内田和子先生にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い致します。

内田委員

よろしくお願い致します。

宮崎副所長

ありがとうございました。

では、次に運営要領、傍聴要領等ございますが、こちらのほうを事務局からご提案させていただき、そのあと御意見等につきまして、委員長の方からお願いしたいと思っております。では本委員会の運営要領と傍聴要領につきまして事務局からご説明させていただきますと思います。

志々田調査設計課長

そうしましたら、事務局の方から説明させていただきます。

まずは、お手元の資料の5ページになるんですが、協議会運営要領(案)を示しております。こちらについては、運営に関しての必要な事項を定めているものでございます。

(運営方針)ですが、まず1番、協議会の運営方針については協議会で決定するものとする。

2番、岡山河川事務所は河川管理者として、委員長の許可を得て資料の説明や回答を行うことができるものとする。

3番、協議会の内容に関する意見については、文書による郵送、FAX、電子メールで事務局にて受け付けるものとするということとしております。それで、事務

局の連絡先を入れておりますが、こちらの方で一般からの意見も受け付けたいと考えております。

また、情報公開の方法につきましては、協議会は原則として公開するものとします。そして、特定な者に不当な利益あるいは不利益をもたらすおそれがある場合については、一部または全部を非公開とすることができるものとします。

そして、会議の資料及び会議議事録につきましては、岡山河川事務所のホームページにて公開いたしまして、また当事務所において閲覧することができるということで行っていきたいと考えております。

引き続きまして、6ページの協議会の傍聴要領(案)につきましても、引き続き説明させていただきたいと思っております。

こちらにつきましては、議事を円滑に進めるために傍聴にかかわる必要な事項を定めたものであります。

(傍聴)からですが、まず会議を傍聴しようとする方は、入室前に一般傍聴者受付簿に必要事項を記載していただくこととします。これは後ろの方に、次のページ、7ページにつけておるんですが、この程度のもを一応記録として残していただきたいと考えております。

2番ですが、傍聴者は可能な限り席を確保するんですが、都合により満席となることがあった場合は入室を制限いたします。

また、傍聴3番につきましては、傍聴に関する注意事項としまして、批判、可否の表明、拍手などはしない。私語、談話はしない。プラカード、はちまき、腕章の類はしない。許可のない写真撮影、ビデオ撮影、録音はしない。携帯電話などの使用はしない。また、秩序を乱したり、議事の妨害となるような行為は行わないということとします。

また、それを守っていただけない場合においては、委員長から傍聴者へ退室を指示する場合があります。また、その場合には速やかに退室していただくこととなります。

このほかの事項につきましては、事務局の職員の指示に従っていただきますということと定めていきたいと考えております。

以上、運営要領と傍聴要領について説明いたしました。

名合委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの運営要領、傍聴要領につきまして何か御意見ございましたらお願い致します。

はい、どうぞ。

池田委員

細かい点なんですけども、例えば「許可なく写真やビデオ撮影、録音などをしない。」というところで、例えばこれは議事進行に支障がない範囲であれば、例えばこういう会議があったという、公開会議ですんで、後ろで写真を撮るとか、こういう会議があったという、そういう写真程度だったら別に構わないかなという気もするんですけども、すべてやっぱりこれは許可をとった方がいいんですか。

志々田調査設計課長

決して許可をしないという意味ではございませんで、撮っておるということをごちらが認識しておく程度のもので、厳しく縛るものではありません。

名合委員長

ほかにいかがでしょうか。

波田委員

つまらん話ですが、協議会会長、委員会委員長というのは、斜めになっとっても特に構わないんですね。協議会で委員長という表現でもいいんですね、協議会会長ではなくて。 20

宮崎副所長

協議会長ということですか。

千葉委員

先ほどの一番初めの趣旨からいうと、委員会じゃないんでしょう、ここは、協議会なんですね。それなら委員長というのはおかしいんですよ。会長なんですよ。 21

今本委員

協議会といっても、会員ではなく委員としています。委員の長ですから委員長でもいいのではないですか。こだわりませんが。

千葉委員

委員はいいんですけど、会は会長や。協議会は会長。

宮崎副所長

協議会長ですね。

千葉委員

会長ですよ。

宮崎副所長

はい。

波田委員

協議会委員、委員長、なるほど、どっちでもいいです。

宮崎副所長

会長で、規約も後ほど整理させて頂きたいと思います。 22

名合委員長

会長ですか。

千葉委員

細かいことについて言うときます。これ傍聴要領の文がおかしくて、5番のところの「委員による会議の非公開の決定」、委員が非公開を決定できないんで、委員会なのか協議会なのか、委員会がここは決定できるんですか、これ。ここは文章がおかしいですよ。 23

宮崎副所長

協議会によるですね。

千葉委員

協議会が決定するか、ここで言う委員長なのか、何か決めないと、私が公開せん

といってくれと言ったら公開をぱっとやめるということになる。

宮崎副所長

「協議会による非公開の決定があった場合」というふうにかえさせていただきます。

24

名合会長

ほかにいかがでしょうか。

今のは、傍聴要領の5番目ですね、「委員による」というところを「協議会による」とかえて、それからあと「場合又は委員長」と書いてありますのは「会長」ということになるわけですね。

宮崎副所長

はい。

名合会長

とりあえず、この辺りによろしゅうございますでしょうか。また、お気づきの点があったら、その都度協議して変更していくということにさせていただきますと思います。よろしゅうございますか。

25

一同

結構です。

名合会長

それでは、この運営要領、傍聴要領はこういう形で進めたいと思いますが、本日の傍聴はいかがでしょうか。今日はいらっしゃるんですか。

26

宮崎副所長

報道の、RSKの方がいらっしゃいましたが。

名合会長

もしほかでおられるようだったら入って頂くということによろしいですか。

一同

結構です。

名合会長

じゃあ、よろしいですね。

それじゃ、進めさせていただきますが、議事次第の4番目に移らさせていただきます。旭川・百間川改修の必要性についてということでございますが、事務局の方から御説明頂けますか。

池田委員

済みません、会議長。

名合会長

はい、どうぞ。

池田委員

旭川流域ネットワークの池田ですけども、一応これからどういうふうに議事運営するか、要は運営を協議会にゆだねるということなんで、どういうふうにこれから進めていくのかを、内容をどんどん進めていく前に、どういうふうに進めていくのかという基本的なところを決めてから内容の協議に入った方がいいんじゃないかと思うんです。今日はどういうふうに進めるかといった、運営内容についてまだ何も

27

決めてないと思うんですけども。

27

名合会長

先ほどからの御意見で、運営については協議会で決めて進めていくと、こういうことではなかった。今日は事務所の方であらかたの道筋をこういう議事次第のような形でセットして頂いておりましたが、運営については今後何回か持たれると思うんですけどね。全体について今ここで、じゃあこういう形でやろうという話について議論しましょうか。

28

宮崎副所長

一応今、これから旭川・百間川の改修の必要性についてということの中で、今後のスケジュールとか、いろいろ御提示させて頂くことになると思います。それを見てから少しそういう話、運営としてどういうことをまとめていこうとするのか、そういうのは本日この場で最初に決めなくても、その都度みんなで方向性を確認し合いながらいくような方式が、とにかくいつまでにこういう提案が欲しいということではございません。いろいろ地域の方も、それから行政もこの地区についてどうあるべきかというのを、やっぱり一番みんながかかわって、みんなの意見、思いをまとめて受けて、それを実行に、実施に移すということが必要だと思しますので、1本や2本の話ではなくて、いろいろ皆さんの御意見をお伺いしたいと思っていますので、この協議会自体も1回や2回で終わる話ではないと思っていますので、順次御提案なりを頂きながら、項目を詰めながらいきたいと思っていますので、当面今回のこの後、今お手元にコーヒー等が来てますけども、ちょっとわずか休憩頂きまして、それから必要性を我々の方から、一方的ではございますけども、事務局として考えている内容を御提示させて頂いて、その後また御意見を頂ければと思っています。よろしくをお願いします。

29

名合会長

池田さんの方で特に具体的にどういう形で進めたらいいというのは何か具体的にございますでしょうか。

池田委員

私としては、要は全体的な流れとかが、要は説明を聞くというのでもいいんですけども、大体じゃあ全体の運営はどういうふうに進めていって、今日はこういった形ですのかとか、今日はこういったことをしようとか、そういった全体的な、どういうスケジュールでどういう感じでやるかを決めて、じゃあ最初に今日は例えば治水の課題をちょっと聞こうとか、全然内容をどういうふうにするかというのは何もなくて、ぼんぼん説明、ただ事務局から出てきたやつをただ順番に話していきゃいいということになると、この協議会では運営は全然話し合わないのかなと思ったんですけども、いきなり先ほど言われたように、ここですぐに、じゃあスケジュールとか話し合いが最初にできないということであれば、一応話は聞いてからでも、それは別にそこの中で、例えばこういうアイデア、スケジュールはどうでしょうかとか、こんな流れでやってどうでしょうかという提示があるのであれば、それに基づいてもう一遍スケジュールのあり方とか、それを議論するんですけども、それは構わないと思います。

名合会長

ありがとうございました。

本日は事務局が用意して頂いた議事がございますが、この4番、5番につきましては、事務局からの提示資料ということで、我々協議会を始めたわけでございますが、まず大枠のところはどういう話になっているのかということを聞くということで、まず事務局から御説明頂いて、それからまた資料にもございましたですけども、この地域に対する御提案各種出ておりますが、できればそういったお話も時間の許す限り聞かせて頂いて、それをもとにして今度、最後は6番目の次回協議会の予定についてというところがございますが、そういった中で出てきた話を取りまとめて、次回の議題について、またお話し頂くと、こういうことでいかがでしょうか。

30

一同

結構です。

名合会長

そうですか。ありがとうございました。

それでは、事務局の方から旭川・百間川の改修の必要性についてということで資料をつくっておられますので、その御説明をお願いできますか。休憩しますか。

宮崎副所長

ここで45分まで10分間休憩。

名合会長

そうでしょうか。

宮崎副所長

ええ、ちょうどコーヒーも皆さんのお手元に着きましたので。

名合会長

それじゃ、そうしましょう。

午後 2 時34分 休憩

午後 2 時46分 再開

志々田調査設計課長

済みません。そうしましたら、お時間になりましたので、事務局の方から旭川・百間川改修の必要性についてということで、パワーポイントを使いまして説明させていただきたいと思います。中身については、既に御存じの方も多いと思いますので、簡単に触れさせていただきまして、詳細については資料の方をごらんいただけたらと思います。

次、お願いします。こちらについては、4項目から説明させていただきたいと思います。内容については、その項目ごとにお伝えいたします。

次、お願いします。まず、歴史について説明させていただきたいと思います。

こちらの右の図を見ていただきますと、赤い3本の線があると思うんですが、こ

ちら昔の旭川の流れ、数条に流れていたと。それが中世ごろ、水色の薄い色なんです、こういう流れになっていったところ、岡山城の築城の際に現在の岡山城を取り囲むような形にして流れを変えてきております。これが現在の旭川の流れになっております。

次、お願いします。右側が当時の岡山を描いた図なんです、黄色い部分が低湿地帯ということで洪水がよく起こっていたところでもあります。この辺については、上道郡ないしは川内四か村と言われるところが非常に洪水の常襲地帯であったということが伝えられております。

次、お願いします。こちらが当時の旭川をつくられた岡山城の周りをあらわした絵なんです、このように旭川をつけかえたことによって、このような流れをちょっと流れにくい形にしたことによって、岡山城下が非常に洪水が起こりやすくなったと言われております。

次、お願いします。当時の岡山藩の課題といたしまして、大きくは洪水から町を守るという点と、新しい田んぼを確保するという点で干拓ですね、こういったことが必要だというふうに言われておりました。それで、当初は熊沢蕃山によりまして、上流地点で治水対策をするということが行われておったわけですが、治水と水田の開発、同時には行えなかったという常識の中で、その後、津田永忠によりまして上流と河口部、両方を手当てすることによって治水も開発も行うことができるようになったということになっております。詳しい内容については次から御説明いたします。

こちらが、上の絵が旭川、当時の治水対策なんです、上流部の対策というものがどういうものであったかということを示しております。旭川から中川までを河溝を整備しまして、中川へ水が流れ込むようにして旭川下流への洪水を食い止めるといった方法がとられました。その後、それを改良して、一の荒手、二の荒手、三の荒手とありますが、三段の荒手あるいは堤防の大改造をすることによって、百間川の堤防を整備することによって洪水から守ることが行われてきました。

その具体的なシステムにつきましては、次のページをお願いします。

下の図を見ていただくとわかるんですが、旭川の堤防をある水位まで水が増えると、一の荒手を越えて百間川の方へ水が流れ込む。そこで、泥等を食いとめて、それ以上の水についてはまた二の荒手を越え、三の荒手を越えということで、泥を除いた水のみが百間川の方へ流れていくということ、そのようなシステムになっております。

これによって、まず流速を、流れの速さを抑えるという効果、それと流出する土砂を抑制するという効果を出すことができました。

次、お願いします。もう一点、干拓をも可能にしたと言われております河口地点での対策というものがどういったものかということについては、潮の干潮と満潮の水位差がありまして、満潮時には排水ができないという基本的なちょっと問題があったんですが、それを克服するために、当時の技術としまして遊水池を設けて、樋門を設けるという構造にすることによりまして、遊水池に一旦水をためて干潮時に排水す

るといことが当時考えられまして、それによって大規模な干拓、治水と新田開発が可能となりました。

次、お願いします。そういったことで、その技術によりまして、倉田新田、幸島新田、沖新田の合計2,000haを越える水田が当時開発することができました。

次、お願いします。こちらが百間川の役割を簡単にまとめたものですが、1つは放水路として、放水路を整備することによって岡山城下を洪水から守る。そして2つ目が、中川、庄内川、砂川と書いてありますが、上道郡の排水を効率よく行うことによって、上道郡を洪水から守る。そして3つ目は、洪水常襲地域であった川内四か村を洪水から守る放水路、そして最後に、先ほども述べました新田開発のための排水処理を行うということで、新田開発を可能にすることができました。このような百間川の役割は昔から担っております。

そして次は、過去の洪水について少し簡単に触れたいと思います。

過去の洪水へ履歴を左の表の方に書いておるんですが、一番既往の最大の洪水としましては、出水量、毎秒6,000トンの水が流れたという記録が昭和9年にあります。近年では、平成10年に戦後最大の洪水と言っておるんですが、毎秒4,400トンの水が流れております。

次、お願いします。これはちょっと簡単にあらわしたもんなんですが、毎秒6,000トンという水のイメージとして、中段に書いてありますが、岡山で言いますとシンフォニーホールが6,000トンの水が流れてくると42秒間で満杯になるという水が流れてくるといようなイメージになっております。

次、お願いします。こちらが昭和9年のときの上の写真なんですが、洪水の写真をつけております。その状況を現在に置き直しますと、こちらは中国銀行本店前なんですが、このように車がかかるぐらいの水が発生したということが伝えられております。

次、お願いします。こちらが平成10年、5年前の10号台風のときの出水の状況を写しておまして、これは東西中島地区の状況です。このように家が水につかるというような被害がこの地区では多数起きております。

次、お願いします。こちらが同じく平成10年の洪水の状況なんですが、旭川と百間川の分流部です。上が平常時で下が洪水時なんですが、このようにほとんど水につかっているような状況になっております。中原地区と書かれているところにつきましては、中原川の逆流によりまして浸水被害の方も出ております。一の荒手、二の荒手、このあたりになるんですが、左の小さい写真があるんですが、左の写真の方なんですが、一の荒手も二の荒手も10号台風によって破壊されるという被害が発生いたしました。

次は岡山の市街地の広がりなんですが、そういった洪水の危険をはらんでいる中で、岡山の町もどんどん大きくなってきておまして、人口密集地も大きくなるので、ますます洪水から町を守る必要性というのが高くなってきております。

次、お願いします。こちらが昭和9年の洪水というのが、下流、下牧地点ということで、旭川と百間川の分流部よりもちょっと上流の方になるんですが、そこで6,000トン流れたんですが、そういった水が来たらどういうイメージになるのかとい

うのをまとめておりますので、見ていただきたいと思います。

右の写真が、このように水がどんどん増えてきて、この地点につきましては堤防を越流して町が浸水する危険があるということが考えられております。

こちらは、同じく旭川と百間川の分流部で同様のことが起こったらどうなるかというイメージをつくっております。下の写真です。こちらについても、まだ洪水に対応する能力がないことから、町の方が水につかる危険性がまだ残されていると言えます。

こちらは百間川の下流部になるんですが、河口水門のイメージも参考のためにちょっとお示ししたいと思います。

こちらは百間川の現在ある河口水門が、現在計画されている水を流すにはまだ満たしていないということで、現在増築中なんですが、それができるまではそこがネックとなって水があふれる可能性があるというふうに考えております。

こちらが岡山市の航空写真なんですが、これだけのちょっと着色しているエリアが同様の洪水が起こった場合に浸水してしまうおそれがあるエリアを示しております。

次、お願いします。そういったところで、岡山市域を守る上での課題と方針ということで若干説明したいと思います。

こちらは旭川本川の方を示しておるんですが、上が地図なんですが、下の方は流量を流す能力、縦軸に毎秒何トンの水を流す能力があるかというのを示しておるんですが、青い点線が今計画している水でして、6,000トン、下流部については4,000トンの水を流す必要があると考えておるんですが、赤でかいておるものが現行の川の能力を示しております。このように今、東西中島地区が丸で困っとるんですが、この部分についてはそれだけの水を流す能力が今のところ不足しているというふうに考えております。

次、お願いします。こちらは百間川についてなんですが、百間川につきましては、まず一番大きいのは、青い点線が2,000トンをあらわしておるんですが、赤い線を見ていただくとそれよりも下の方に線が引いてあると思うんですが、これは河口部の河口水門がまだ未整備のために、どうしてもそこがネックとなって能力を発揮できていないという状況になります。河口水門整備後は、上に示しておるんですが、これだけの青い能力が出るというふうに考えております。ただ、そういった中でも、百間川についても上流部においてはまだ整備が必要な部分が残ってしまうというふうに考えております。

百間川につきましては、河口と分流部、こちらの整備が必要ではないかと思っておるんですが、こちらについては先ほどのをトータルしまして、旭川の整備もまだまだ必要だという点と、百間川につきましても河口水門の整備と河道の整備が必要となるという点、そしてそれらを分ける分流部の適切な分流コントロール能力を確保することが必要であるというふうに考えております。

そうしましたら、引き続きになるんですが、次の議題につきましても、ポイントを用いて説明させていただきたいので、引き続きこちらで聞いていただきたいと思います。

協議会の目的と検討内容につきまして御説明させていただきたいと思ます。

これまで、まず百間川の整備がどのように行われてきたかということで、百間川につきましては岡山城と、あと上道郡を洪水から守るという目的と、あと下流部の新田開発のために整備されてきたんですが、近年は先ほども申しましたとおり、昭和49年以降、本格的な整備をしまして、平成9年に百間川の分流量2,000トンに対応した堤防が概成しているというような状況にあります。

それまでの整備の内容について右の方に示しておるんですが、まず一番上が河道の整備ということで、左が過去の写真、右が整備後の現在の写真になるんですが、洪水を安全に流せるような川の道が整備されてきたというような河道が整備されてきております。そして、堤防の整備、これもやはり洪水を安全に流せるための堤防の整備もしてきております。そのほか、百間川を渡ってございました橋梁につきましても、流下能力を阻害しないように、橋梁のかけかえ等を行ってきております。また、そのほか排水樋門等も機能的なものに更新してきておまして、安全性を高める整備を行ってきておる状況でございます。

次、お願いします。こちらは先ほどとダブるので省略させていただきますんですが、百間川の現状の流下能力について示しております。

ここから分流部の治水能力について若干の説明になるんですが、まず分流部につきましては先ほどの江戸時代の改修以来、何度も洪水を受けておまして、洪水の破壊とあと補強を繰り返してきているという歴史がございます。近年で言いますと、先ほども申しましたが、平成10年の、5年前の台風で一の荒手、二の荒手ともに破壊しているような状況です。また、三の荒手については現在はないという状況になっております。

次、お願いします。そして、これが平成10年の10号台風のときの写真を左手につけておまして、平常時どうなっているかというのを右手につけておるんですが、このように大きい写真を見ていただくとわかるんですが、ほとんど緑で覆われているような河川も10号台風のときには完全に水につかったような状況になっております。

番、ちょっと見えづらいかもしれないんですが、番の写真を見ていただくと、一の荒手を水が越流しているような状況を写しております。平常時は対応する写真が右側にあります。そして、番なんですが、その一の荒手が破損した状況がこのようになっております。番はそれを復旧したときの写真を載せております。

番に二の荒手の部分、10号台風のときに水が越流する様子を写しておまして、番がそのときに被災した状況ですね、二の荒手が破壊されたときの状況を写しております。

次、お願いします。こちらは一の荒手の分流機能の現状、今現在の機能について説明しております。

まず、旭川の本川の流量が1,700トンまで水が来たときに、一の荒手を水が越流し始めるというような状況になっております。そして、その後2,700トンの水が来たときに、一の荒手から背割堤が続いているんですが、背割堤も水が越流してしまうというような状況になります。そして、5,000トンの水が来たときには、背割堤の全区

間から水が越流するというような状況になります。そして、6,000トンの水が来たときには、その堤防の2 m高いところまで水位が上がってくるというような状況になっております。

そして、こちらがそういった中で、分流部の課題というものがどういうものがあるかというものをまとめております。

まず1つが、平成10年の10号台風におきましても、一の荒手、二の荒手が破壊されたというようなことがある点と、また旭川の流量が毎秒5,000トンを超えた場合というのは、ほとんど背割堤の全区間を水が越流するということがありますので、そういったときに右の方にちょっと示しておりますが、まず水が越流して、それによって少しずつ堤防が、背割堤が削られてくると、やがて全壊するおそれがあると。そうしてきますと、旭川と百間川の流量、適正な分流量というのが確保できなくなりまして、こういった場合になると、百間川の方にどっと水が流れるというおそれが出てきます。そうしたときには、周りの町につきましても危険に冒されるということになりますので、こちらは安全・適切に分流させるような機能を確保することが必要ではないかというふうに考えております。

現在、その分流部の整備を行うことによって例えばということで示しておりますが、平成10年の台風のときに、左なんです、4,400トンの水が流れたんですが、その際には一の荒手と二の荒手の部分が破壊されたというような被災もありましたし、また東西中島地区についても浸水するというような被害が出ております。この整備の完成によりまして、まず分流部の破壊はされないように整備いたしまして、安全・適切な分流を確保するという点と、同時に東西中島地区の浸水被害を軽減させるという効果があると考えております。

次、お願いします。今回整備に関する基本方針としましては、まずそういった危険もあるというこの地区におきまして、岡山市全域も含めて洪水の被害の軽減を図るという目標に向けて分流部の機能強化を図らなければいけないんですが、そうした際にやはり一の荒手、二の荒手等の歴史的構造物がその部分にはあるという点と、現在も豊かな自然環境が形成されているというような地域でもありまして、そのほか現在の利用状況、あるいは既存の計画、そういったものがいろいろあると思われまして、そういったものを勘案して分流部の周辺の利活用方策と、あと事業についての提言をしていただきたいというふうに考えております。

次は目的と検討内容についてなんです、目標としましては先ほどとちょっと重なってしまうんですが、まず洪水の軽減を図るということと、分流部につきましては適正な分流機能を確保するということがございます。それにつきましては、ちょっと先ほどの図とダブるので簡単にだけ下の方の図を説明させていただくんですが、この分流部におきましては一の荒手あるいは二の荒手の整備、そして川の中の河道の整備、低水路等を含んだ河道の整備あるいは周辺堤防の整備、防災拠点の整備等が考えられると思うんですが、そういったものとか、あと今後の維持管理、そういったものが検討内容としてあるわけですが、そういった中に先ほどの歴史的な観点、あるいは自然環境の保全という観点、あるいは地域での要望や既存の計画、そういった観点からの配慮事項をいろいろ御意見をいただきながら、それを踏まえ

た計画をつくっていきたいというふうに考えております。

次、お願いします。そして、第1回の協議会についてなんですが、今回につきましては、先ほどもちょっとお話に出ましたが、そういったいろいろな配慮事項についての御意見等をこれからいただきまして、皆さんの分流部に対する考え方、そういったものを意見交換、共有した上で、第2回以降の協議会で具体的な方策についての検討を行っていきたいというふうに考えております。

こちらからが、対象区域について簡単に触れさせていただきたいと思うんですが、まず赤い点線でかかれたエリア、こちらにつきましては分流部ということで現在考えております。先ほど明確な明言がないということもありましたので、そこは再度考えておるんですが、一応イメージとしてはこの区間になります。

それと、緑のところは周辺堤防ということで、現在の堤防の状況、それと太い点線のところが現在の低水路、河道を示しております。そして、一の荒手、二の荒手がこういったところにありまして、現在防災拠点ということで、防災ステーションの整備というようなことも視野に入れながら、上の赤い点のところも考えられるというふうに考えております。

次、お願いします。こちらが一の荒手についての現況を示しておりまして、昔つくられた亀の甲と言っておるんですが、この2つの石積みの間が過去の越流部だったと考えられるんですが、それと現在の越流部ということでコンクリート張りしてあるところがちょっと見えづらいんですが、現在水が越流する部分、そして平成10年に壊れた箇所がそこから亀の甲に向けてすりつけた部分が被災したというような状況があります。

そして、こちらが二の荒手の現況ということで、こちらはちょっと今現在、草に隠れてしまっているんですが、こちらはよく見えるときの写真なんですが、百間川の流れに対しまして中島竹田橋のところは二の荒手がございまして、平成10年の洪水時には上の黄色で囲んだところが被災するというような結果になりました。

こちらが河道と周辺堤防について、先ほどとダブるんですが、赤い点線のところが現在の堤防です。そして、黄色いところが低水路が流れているというような状況になっております。

こちらが防災拠点の整備ということで、現在、締切堤防がもう少しで完成して、今年度で完成してしまう予定なんですが、その中原川上流側に防災ステーション等の計画もございまして、そういったことも観点に入れて検討を進めていきたいというふうに考えております。

そういったことを一通りの整理表にしたのがこちらなんですが、先ほどの一の荒手、二の荒手等の検討事項につきまして、協議会におきましては現況の把握や課題、あと利活用方策あるいは管理の方策について御意見をいただきながら、この表の中で整理をしながら検討していきたいというふうに考えております。その他事項もあると思いますので、そこは整理だけしかできませんが、そういったところも御意見をいただきながらいきたいと思っております。

済みません。そうしましたら、こちらは協議会のスケジュールもあわせて御説明させていただきたいと思っております。

今回、第1回の協議会ということで、検討事項の確認と、あと分流部に関する御意見の共有化ということで今後御意見をいただいた上、それを踏まえまして第2回を現在の中では2月に考えております。2月には現地視察等も考慮しまして、あと周辺の現況の把握と、あと前提条件の確認、そういったことを踏まえまして検討課題の抽出ということを考えております。第3回目以降は、どちらかという、ちょっと仮置きに近いような状況なんです、その検討の中では住民の意識調査、アンケート調査等を既存の百間川だより等を出しておるんですが、そういったものやホームページ、市政だより等を通じて、あるいは地元の自治会の方を通じてアンケート調査をしていきたいと考えております。また、そのほか、検討半ばではあるんですが、シンポジウム等を開催していろいろな御意見をいただく機会を設けたいと思います。

このようなスケジュールで現在は考えております。

以上、3点まとめて御説明させていただきましたが、このような状況で考えております。

名合会長

どうもありがとうございました。

ただいまのいろんな情報を事務所の方から提示して頂いたんですが、御質問等がございましたらお願いしたいと思います。

はい、どうぞ。

池田委員

治水の安全性についてという形でとりあえず今説明を頂きまして、このスケジュール表のところには一応確認という言葉はあるんですけど、これはあくまでもこういった状況ですよということを知って頂いたという確認だけであって、私たちが別に承認したという、市民が承認したという意味ではないですよ。

宮崎副所長

一応把握して頂くという気持ちでございます。

池田委員

それで、実際に私たちが有効活用を考えるに当たって、基本的な点でいくと、今日の説明ですと、昭和9年のときの洪水の規模が起きたらという設定だったんですが、昭和9年といたらまだ旭川ダムもなかった時代ですし、当然あれからといたら流域の土地利用というのは全然違うし、気候が最近は温暖化も進んだりして、気候変動とか局所的な洪水の問題とか、いろんなことが、さまざまな条件がすごく変わっていると思うんですが、ここであえて昭和9年のデータに基づいた影響でもって利活用を考えるということで本当にいいんかどうかというのは、何かよく理解できなかったのと、平成10年というのはまだ近かったからわかるんですけど、そういう抜本的な設定のところは少し理解しがたかったんで、実際じゃあどれぐらいの頻度で、じゃあさっきの昭和9年の水が例えば5年に1回1度来るよというレベルなのか、1年に実際百間川にどういった頻度でどれぐらい水が来るとか、どこがどのくらいつかるんだとか、そういった基本情報がないと、利活用のところでどういった利活用ができるかという基本的な話が全然変わっちゃうと思うんですが、さっ

31

きの昭和9年だったらこうだというだけでは、その辺の治水的な必要性についての内容を理解し切れないんですが、もう少し具体的にご説明いただけませんか。

名合会長

池田さんのおっしゃったのは、最後の本協議会のスケジュールの中の第2回協議会のところで、治水面からの前提事項の確認という御説明があった。それについての関連の御質問だと思います。確かに治水面では、洪水がどのような規模のものかというのを確定する必要があると思いますが、まだ我々はその点については余り知識がないと。だから、そういったことについては、また今後もう少し詳しく、
一体昭和9年洪水がどれぐらいの規模のものかとか、そういったものをもう少し具体的に御説明頂く機会を設けたらいいかと思います。この場でそれをやり出しますと、なかなか大変なことになるかと思しますので、ここではそのスケジュールのところは、また一番最後をお願いすることに致しまして、それの前の4、必要性和協議会の目的と検討内容についてと、こういった辺りについて、確かに池田さんの御質問もポイントになるわけですが、もう少しその点は後にして頂いて、全般的な御質問がございましたらお願いしたいと思っております。

今本委員

一つよろしいですか。

名合会長

はい、どうぞ。

今本委員

今の御説明の中で流下能力の話が出てましたけども、これはどういうふうにして計算されたんですか。河道の流下能力で満水状態を仮定してのハイウォーターレベルでやっているのか、この辺のところはいかがですか。

名合会長

本川と百間川の治水能力、あの赤の線の計算。

志々田調査設計課長

ハイウォーターで計算しております。余裕高分については見ております。

今本委員

なるほど。

名合会長

はい、どうぞ。

小嶋委員

今の実際に治水の基本的な考え方をちょっと教えて頂きたい。永忠がつくったときは、基本的には50年に一遍の災害というものは防ぎ得ないと、基本的にですね。それはいわゆる50年間の費用対効果ということから考えてみると、そこまでやるということは基本的には過剰の投資になると。したがって、50年の一遍については保証するという前提で、基本的には一の荒手も二の荒手もそうですけども、壊れると
いうことを前提につくられてるわけですね。ところが、今は河川の治水というのは壊れないという前提でつくられている気がするんですけども、そういう中で実際に今の河川改修というものは一体どれぐらいの防災というものの期間を想定して、

確率を想定していわゆる改修をしていくというのが国の方針なのか、その辺ちょっと教えて頂きたいと思います。 33

名合会長

どうぞ。

宮崎副所長

今、津田永忠さんというのは、壊れる前提ということなんですが、我々の今の考え方としましては、下流資産とその民生の安定上の理解でいきますと、基準的には150年に一遍の流量というのを考慮しております。全体で流域的には8,000トンを考えますけども、上流のダム等ございまして、そこで2,000トンカットしまして、この分流部では放水路に同じく2,000トンをもたカットして、下流市街地には4,000トンという予定で考えております。 34

小嶋委員

なるほど。その150年という基準というのは、昔は津田永忠は50年で決めたと、それが150年になったというのは、何かその根拠というのがあるんですか。 35

宮崎副所長

根拠というのが、今の砂防技術基準というのが確かにあるんでございますけども、もともと川の周辺の規模ですよね、それを決めるのに、二級水系の場合は確かに50分の1というのがたくさんございます。場所によっては10分の1とか、川の規模に応じたものと、それから下流の資産規模、そういうものを比較しながら、やはり、いっぺんに可能性ばかりを追求していきますと、資産を幾ら今の国の予算をつぎ込んでも、100年も200年もかかってはどうしようもないんで、できるだけ効率というのが、効果というのとマッチしなきゃいけないもんですから、それをやはり全国的に日本の場合、下流資産等も考慮してそういう一定の規模では考えています。 36

小嶋委員

はい、ありがとうございました。

名合会長

はい、どうぞ。

今本委員

今の問題は非常に大事なところでありまして、いわゆる計画高水、計画の高い水と書くんですけども、これをどういうふうにとるかという問題です。昔は既往最大、これまで最も多かったのを採用した時代がずうっと長かったんですけども、昭和39年の河川法の改正以来、前の前の改正ですけども、そのとき以来、確率的な考え方が持ち込まれたわけですね。それで、地域によって例えば利根川だとか淀川は200年に1回の洪水、この旭川は150年というわけですけども、そういう考え方でこれからはいくのか、あるいは現在超過洪水という言われ方をしていますけれども、しよせん150年に1回耐えられるようなものをつくっていても、300年に1度のものが来たらだめになるじゃないかと。じゃあ、その問題を今後どう考えるか、ここは必ずしも治水がメインじゃないものですから、この問題余り議論するのはどうかとも思うんですけども、今後の川づくりを考えていく上では、これまでやってきたような、そういうような確率の洪水でそれで流れたらよろしいというようなやり方では

いけないと思うんです。といいますのは、旭川は150年に1回としていますが、それ以上の洪水が来たら確実にと言っているくらい氾濫します。堤防が弱いんですよ。しかも、現在の水害等の状況というのを見ますと、もっと低い水位のときでも氾濫してます。あるいは、この前の東海豪雨のように思いがけない大量の雨が降ったら、これはもう必ず氾濫します。しかし、その氾濫するときでも、堤防が切れるか切れないかによって被害はものすごく違ってくるわけです。そういうものをどう考えるかというのが、これからの川のあり方とくに治水を考える際に非常に大事なことだと思います。この協議会の主たる目的が利活用ということですけども、やはりそこまで目配りしながら考えないといけないのかもわかりませんね。

37

名合会長

確かに基本的なところ、計画の基本であります、これは協議会ということで、今後河川整備計画、そのもとの基本方針、そういったものが具体的に出てきて、本来そちらの方が決まってから、枠組みが決まってここでどうしようかという話になるかと思うんですけれども、これQ & Aがございますね。そのQ 7、8を含めて協議会での枠組みというのをどういうように考えたらいいかということについて、一応合意とした方がいいかと思うんですが、いかがでしょうか。基本方針、整備計画、それからここでの利活用のときの治水の安全度といいますか、そういったものをどの程度に考えて話を進めようかというところ。先ほどの御説明では、大体6,000トンやってきて、本川に4,000トン、百間川に2,000トン、この枠組みでいこうかと、こういう話ですね。これが今いろんな面から考えられる、流量に関して現実的な値かなと。それよりも多くなった場合、あるいはもっと少ない場合、いろいろあるかと思うんですが、ここではどのようなスタンスで。先ほどの御説明のようなことでよろしゅうございますか。もうちょっとそんな大きな計画規模は要らないんじゃないかとかというのも出てこようかとも思いますが。

柴田委員

ちょっとよろしいですか。

名合会長

はい、どうぞ。

柴田委員

ただいま、そういうどの程度の規模の洪水を念頭に置いて対策を考えるかということが議論されておりますが、その場合に確かに先ほどありましたように、ダムができたということもあります、一方において山林の持つ保水能力というものは、昔と比べて今どうなっているのかと。だから、どのくらいたくさん雨が降りましても、山林の持つ保水能力が高かった場合には、ある程度それを守ってくれて、流量が一遍には出てこない。ところが、最近のように植林という格好でいきますというと、降った雨がざあっと一遍に流れてしまうということで洪水が起こりやすいということで、ダムができたということと、同時に植林のあり方というふうなもの、それ等の考えによって大体どのくらいのものが流れてくるのかというところの推定もできて、ある程度の検討がないと、どれだけの対策をつくる必要があるのかということも必要なんじゃないかならうかと。これは蕃山が言ったことなんですね。治水のた

38

39

めには治山をやれということをやりますが、そういうところの山林の持つ現在の保水能力と、ここの検討もひとつ。こちらの分野じゃございませんけれども、これは両輪をなすものだと思いますんで、ここのところも十分御検討願えたらと思います。

39

以上です。

名合会長

ありがとうございました。

はい、どうぞ。

池田委員

旭川流域ネットワークの池田です。今、話して頂いたのは、最初のところで、さっき僕がいつごろ水が出るのかと言ったことと全部絡んできているんですけども、今日私どものネットワークの方でお出した意見書の中の一番最後の6番目の項目のところ、今言った内容のことを書きました。実際にQの中でも百間川の改修が急務だと、今日の説明でも必要性があるんだということで説明はあったんですけども、先ほど柴田先生が言われたように、実際にどの程度の、本当に実際にじゃあ昭和9年のような話を今ごろ対象にしていいのかというのがわかんないと、どう理解し検討していけばいいかわからない。先ほど名合先生から出たように、河川整備計画というもの自身が進んできていない中で、ここで話した内容がどういうふうに反映されるのかよくわかんない。Qの中のを見ますと、百間川分流部の最終改修形については、別途旭川河川整備計画策定時に検討するということになるとあります。ここでいるんな利活用とか、こうすべきだと出しているも、また整備計画をやった段階で全然違う改修形が出ちゃうと、ここで2年間これから話した内容は全然
ペアになって、また1から、じゃあもう一遍考え直せという話になっちゃうという、むだなことをやる可能性もあるのかなと思ってしまいます。そういう点においては河川整備計画、本当は河川整備計画をまず急ぐべきじゃなかったのかと、なぜそれが急げれないのかという疑問はあるんですが、逆に僕らはそれを急いで頂きながら、この会を続けていければと思います。そこで本来出るべきであろう、先ほど柴田先生が言われたような問題点とかをきちっと情報として出してもらいながら、その中でじゃあ、ここに出た一の荒手とか二の荒手とか、どこはどうしましょう、どういう活用の方法を考えましょうとしないと、架空の議論をやって、後で整備計画には全然違う話になりましたと言われたら、ただ時間のむだ遣いになるんで、その辺がむだにならないように、効率よく説明というか、情報をちゃんと出して頂いて、ここで話した内容が、今度河川整備計画の正式決定のときに必ず反映されるような形の会にして頂かないと、これだけ立派な人をずらっと集めてやって、余り役に立ちませんでしたということにならないようにだけして頂きたいと思います。

40

41

名合会長

それじゃ、先行されておられます中川先生は紀の川の流域の委員会、今本先生は淀川の流域委員会に携わっておられますので、その辺りどのようなスタンスでやっておられるか、ちょっと参考のためにお願ひできますか。

中川委員

私、紀の川の流域委員会の委員長をやっているんですが、河川整備計画というのは御承知のように、新しい法改正、平成9年、それによって1つは御承知のように治水、利水、それに環境、そういったものを調和した河川整備計画と。実はその前の河川法によりますと、御承知のように工事实施基本計画というのが定められておりますところに、それはむしろその中で基本高水とか計画高水流量とか、各川の、そういうものを決めて、しかもそれを治水対策をやるための工事の内容といいますが、そういうものもそれに伴ってそのまま決めていたわけです。今度は私からの解釈からしますと、先ほど150年の対象洪水というた分、そこには全然時間軸というのがないんですよ。いわゆるインプット・アウトプットといいますが、これだけの金をつぎ込んだらこれだけのものができるという、単にそれだったんですね。今求められるのは、いわゆるアウトカムといいまして、これだけのことをやったらどれだけ効果が出るかということ、それが一番大事なんです。それをやろうと思うと、非常にいわゆる段階的な整備、例えば20年から30年ぐらいですね、そういうようなものの計画を立てて、事業を立てて、それが20年先にどうなる、どれだけの効果を発揮しますかということの方が、やっぱり本当に現実的に具体性のある。これがいわゆる新しい河川整備計画ですね。その場合には、一足飛びのこういった今までの基本計画の中に入れられた例えば基本高水、先ほどありましたように、そういうようなものは一応法的には、それを考える前に、今言った河川整備計画をやるための何かきちとした対象洪水、こういうものを設定すると。例えば、紀の川ですと、基本計画による基本高水というのが、1万8,000ぐらいですね、その河口で。それを既往最大の洪水、例えばその場合は伊勢湾台風、昭和34年9月なんですけれども、それを対象にしまして、かつなおダムの効果、それ以後にできる、あるいはこれからできる、そのダムの効果も全部入れて、それが河口で6,000トンぐらいになるんですね。それを対象にしてどういう整備をしたらよろしいかと、そういうもののプライオリティーを全部決めて、それからその費用対効果、あるいはそれに至る、例えば遊水池をやるとすれば、いろいろの法的手続きなり補償とか、そういうのを全部やる。そういうお金を全部出しましたし、それでかつなおどれだけの洪水軽減効果があるかというものをを出して、全部こう比較して、それで効果がないというのは全部落としていって、そういったことを具体的にやって、それで大体先月、それを決めるということの段階に来たんですね。

だから、この場合、しかし今まではここにも書いていますように、今言った工事实施基本計画に基づいて工事を、各河川はおやりになってきたわけなんですね。それと要するに今言うた30年先を目指す河川整備計画、こういうことに整合性がないと、これはまずいんですね。30年やったら、30年やって、30年やる。しかし、その間に恐らく当然今まで見られるように、すごく流域のいわゆる自然条件とか、あるいは社会ルール、土地利用も全部変わってきます。だから、そういうことを考えると、そこで軌道修正していくということになると思うんです。だから、私から言うと、工事实施基本計画というのは、こんなことを言うたらいけないけれど、夢にかいた何かイリュージョンみたいな感じで仕事をしてきたと、今まではね。それを僕が言ったアウトカムのように効果というものを考えたら、やはりそれはこれだけ公

共事業費がどんどん削減されてきて、抑制されている段階を考えますと、それぐらいのスタンスで物を考えていくというのは、非常にこれからの河川整備のあり方なんでしょうね。だから、そこをどういうように整合させるかというところが、恐らく旭川も大変悩んでおられる。悩んでおられると言ったらいけないけど、そこなんです。それが非常に難しいところなんです。だから、例えば極端なことを言うと、既往最大なら既往最大、これは全国で今やっています流域委員会の河川整備計画が対象とする洪水は、ずっと調べますと、ほとんど今私が言いましたように、これまで起こった既往最大洪水、それを対象にして、かつなおそれを超える、今本委員がおっしゃったように、例えばその1.1倍とか1.2倍とか、それならどんな例えば氾濫が起こって、あるいは決壊が起こってどういった被害が出るでしょうと、こういう氾濫、それを要するに予測して、それで水位がどれぐらいになるか。そうすると、どれぐらいの被害が出ます。それに対応するのは、例えばあるソフト対策とか、そういったもので対応していく。それがまさに超過洪水のための備えと、そういった部分で進めているわけなんです。それをきっちりしといて、もっと進めば、そいつを基準にして、避難とかいうハザードマップをつくるとか、そういうことまでもやってみよう、こういうスタンスなんです。そこらがちょっと違うので、なかなか流域委員会にかけるのと、今先ほど言った工事实施基本計画、その間のあれが非常に難しいところなんです。それで、既に行われている、実施されているような例えば堤防の高さとか、そういうもんについてはむしろ治水の安全度が高まっていると、それだけ、というふうに考えれば、これから手をつけなくてもいいとか、そういうことになると思うんです。そこらの考えをきっちり整理する必要が僕はあるんじゃないかと、こう思います。

今本委員

今の中川先生の言われたのは、紀の川の例なんですけども、今全国であっちこちに流域委員会というのが既にスタートしております。まだされていないところもあります。旭川はまだです。この流域委員会というのは、平成9年の河川法の改正によってそういう整備計画を立てる場合には、住民の意見を聞こうとする場です。例えば淀川の場合には、NPO関係の人たちも委員になっていますが、すべての人を学識経験者扱いでやっています。この平成9年の改正法で非常に興味がありますことは、大きく変わったことのひとつが、治水と利水に加えて環境が加えられたことで、もう一つが住民の意見を聞くという、この2つなんです。ところが、どういう聞き方をしたらいいかということは、法律は定めなかったわけです。そのために、流域委員会ごとに非常に異なった特徴を持っております。その流域委員会がどういう特徴を持つかは、河川管理者の熱意にかかっているということです。熱意のないところは、流域委員会というのをつくっても、これまでどおりのやり方でやっており、熱意のあるところは、これまでとは違ったやり方をしようとしています。淀川の場合は、河川管理者が熱意をもって変えようとしています。その変え方がいいのかどうか、これはこれから批判を受けるところです。これは、これまで一生懸命治水のための努力をしてきた、物すごくお金も投資してきた、にもかかわらず水害がなくなるらないと。なぜだろうというところから出発してきているわけです。これをや

るために、これまでの川づくりを根本的に変えないといけないのではないかということから議論を始めています。

じゃあ、そんなに川は全く変わった手法でできるかといえば、現実にはそうもいきません。考え方を換えようということではいろいろと議論していますが、これもほぼ大詰めです。最初に、どういうふうな考え方で整備計画をつくったらいいかという提言をしましたが、その提言を受けて今管理者側が整備計画基礎原案というものを出示してきました。現在は、その基礎原案に対して提言がどのように反映されているかという観点から意見を言おうとしています。その意見づくりが大詰めで、来週に終わっちゃうんですけども、そこで一応一段落という形になっています。

ほかの流域委員会はどうかということを見ても、多くの場合、原案というのを示されて、それに対していろいろ意見を言って修正していくという手法がとられています。それを淀川の場合には全く変えてしまったわけです。先ほどの最初の議論で、この委員会の進め方をどうするかという議論がありましたけれども、この淀川の場合には、河川管理者はお金を出すだけで、運営には口は出すなどとなっています。ですから、事務局といいますか、庶務も民間会社に任せるといって進めています。そういう方式がいいのかどうかは分かりませんが、私どもはいいことをしたつもりでやってきていますけれども、それは歴史が証明するものと思っています。

この旭川ではどうしたらいいのか。これはいろんなやり方があるでしょうから、ここに合った方法をやられたらいいと思います。ただ、そのときに河川管理です、問題は、河川管理者が一生懸命やろうとするか、いいかげんにごまかしてやろうとするか。河川法ではどうしなければいけないとは言っていないのです。そこが非常に難しいところで、河川管理者に期待するところ大ですね。

名合会長

お二方にほかの事例についてもお話し頂きましたですけども、事務所の方では何か御感想とかございますか。

渡部委員（事務所長）

この有効活用の協議会という形で、まず立ち上げさせて頂いて、いろんな人の意見を聞いていこうというようなことで始めさせて頂いて、その進め方が河川法を改正し、そして整備計画をつくるという流れの中で、どうなるんやというようなところ辺りが、まず議論の初め疑問の部分じゃないかなと思って、またその他いろんな諸事例も、全国の状況も先生方に教えて頂いてお話し頂いて、私も十分その辺は理解しているところでございますが、若干言いわけ的にはなりますけど、基本方針づくり、あるいは整備計画をつくって、それらの手順を踏めば、なおかつその次にこの協議会をやれば、大変理想的だと思います。ただ、私ども地域の安全を着実に進めていきたいと思っている中で、そういう意味では百間川というものの整備が、ある意味ではここまで進んでいきまして、次は分流部なりあるいは河口水門という段階に今なってきている中で、是非ある意味では河川整備計画のある一部の部分にはなりませんが、先取りする中でいろんな意見をここの整備については皆さんからお聞きできればというようなことで、この協議会を立ち上がらせて頂いたと、そ

42

ういう趣旨で思っております。

42

先ほど中川先生からも御紹介頂きましたけど、最終目標というのはかなり相当向こうだというようなことも、私どもも実感しておりますし、その中で当面短期的な目標を持って、あるいはそれをまた地域の方と色々な形で合意して、理解頂いて進めることが、やっぱり地域のためになるんじゃないかというようなことも思っております。そういう面で、先にやれというお話もあるのもわかりますけど、非常にいろんな事情があるので、この中でいろんな御意見を賜って、その辺は十分今後の整備に生かせたらというようなことで思っておりますけども、いかがですか。

名合会長

ありがとうございました。

第1回目ということで、基本的なところからの話が出てきておるわけですが、今日決められた時間も残り少なくなってきました。私が思いますのに、今非常に重要な話題提供があったわけでございますけれども、それをこの第1回目でどこまで詰めるかというのはなかなか難しい問題だと思います。やはり一番最初に言われましたように、この地域の治水、利水、環境面に関する情報の共有化ということが一つの大きな目的かと思えます。したがって、今日はほかにも用意して頂いておりますので、今の治水計画、安全度の問題等は、またその都度といたしますか、ベースに考えておかないといけませんけれども、とりあえず本日は用意して頂きましたいろんな情報をお示し頂いたらどうかと思えます。

43

それで、ここに資料を提供して頂いておりますが、ここには百間川のまさに分
流部のところにお住まいといいますか、地元の町内にいらっしゃいます長江さんが
いらっしゃいますので、ちょっと昭和9年の洪水を受けられたそうでございますの
で、簡単に御説明願えたらと思えます。よろしく願います。

長江委員

貴重な時間を費やしましてまことに失礼致しますが、私は昭和9年、宇野の小学校の5年ぐらいの折に9月21日の大洪水に遭遇しました。小学校へ行って帰れということだったのでございましたので帰りまして、それで家でおりましたところが、皆さん御承知のとおり、百間川と、それから旭川にかかっておる山陽線の間が、山陽線の土手がずっと洪水で流れたと。それで、我々はこういうふうな小さい船であそこの山陽線のところに避難しました。ところが、向こうの方にも、屋根がわらなんです。その上に子供を連れてお母さんやお父さんがずっと流れていく。おおいと言っても誰もこちらの方から行く方法はない。それから、旭川もお父さんと奥さんだっと思うんですけども、おおい、おおいということで、旭川の鉄橋の跡、向こうに行く。誰も何をしたいやわからん。それがついに相生橋の方に行って、そして何か私たちが聞いたところでは、足が橋か何かと一緒になるとれんそうです。そうしたところが、消防隊がのこを持って、こうやって救助したというようなこともございます。

44

それから、私は少しおもしろかったような気もするんですけども、今の蓬來橋が流れていったその折に私は見に行っただけですけども、船がこういうふうにしてぼっと行ったら、ずらっと流れ、足が震うて、旭川の東の土手をとっと

ことごとく帰っていったこともございます。なかなかこまいときでもございますけれども、そういうふうなことを経験しましたので、ユカワ先生もいらっしゃいますけれども、そういうふうなことを経験したことがございますので。貴重な時間を大変御無礼致しました。ありがとうございました。

名合会長

ありがとうございました。

体験された方というのは、もう今ではごく少なくなっておったと思うんですけれども、どうもありがとうございました。

それでは、用意されておられます、どうでしょう、市民団体の方から3件ですが、いろんな思いを頂いておりますので、御紹介をして頂きたいと思いますが、ちょっと延びるかもしれませんが、1件10分ぐらいでお願いできたらと思いますが、いかがでしょうか。

まず、百間川に対する思い、高島・旭竜エコミュージアムの方からお願いできますか。

鑛山委員

高島・旭竜エコミュージアムを語る会の鑛山と申します。

資料の一番初めのページに百間川に対する思いということで書かせて頂きました。時間が少ないということですので、全部を読むわけにはいきませんので、とりあえず粗筋だけ言いますので、また帰って読んで頂いて、私たちの思っていることを感じて頂ければと思います。

これは高島・旭竜の地域で自然というものを発見したり、それから地域の人たちに高島がどんなにいいところなのかというのを知って頂こうというような感じの会をしてる、会の話はまた後ほどしますが。そういった中で、百間川をどういうふうにご利用していきたいというのを書いています。

初めの方は、百間川が以前どうだったというのを、地域の人たちに聞いてまとめたんですけども、確かに現在行われている改修工事以前の百間川というのは低い土手、あるいは土手が設けられていないような状態のところがあって、分流部から宮前、今の沖元のところ辺ですが、その辺りまでは川らしい川がなくて、そこから下が水がよどんでいるような場所、そこから上というのは耕作地で用水路や悪水路が縦横に走ってたというようなことを伺っています。

そういう堤外の耕作地、要するに川の中の耕作地なんかを建設省、現在の国土交通省が買収して、河川工事が始まるまでの間、百間川というのは人の手が入らなくなってしまったので、次第に自然へ帰っていかうとした。そういった中で、人の管理しているところが、水田が湿地化したり、畑が野原のような状態になった。そういった中で、日本に昔からあった植物というのが、非常に繁茂して、それに従って虫などがたくさんいるから、季節の渡り鳥、それから水鳥などが多く観察できたということでした。が、改修工事が始まると様子がだんだん変わってきて、人の入らない自然というのが消え、高水敷と低水路の単純な水路になって、多くの種類の種子を含む、この岡山の下流の自然史を刻んだ土がはぎ取られて、どこからか持ってこられたまさ土やコンクリートで覆われて、土手を外国産の種子を吹きつけて単調

な水辺の形態と外来種の繁茂で多くの岡山に昔からあった植物が姿を消していったというのが言われています。

そういった中で、現在までずっとそういうのが続いてきているんですけど、中島竹田橋、二の荒手の辺りなんですけど、そこから下流というのはほぼ人工的な川に変わっています。ですが、多様な河川空間というのを創造していこうという姿勢で動いている現状であれば、分流部だけでもせめて自然を感じさせてもらえるような河川空間にして頂けたらなあというふうに思っています。

45

それから、この分流部で自然観察とか川で遊ぶという体験などを企画して実行していますので、地域の人たちに百間川の自然というのを十分感じて頂いていると思うんですが、今後もこういう行事が行えたり、地元の人たちが川の原風景というものを記憶して頂けたらと思う。それから、川の危険性を熟知して遊んで頂けるように百間川を利用していきいたいと考えています。

ほか、地域の小学校や幼稚園などでも分流部をふるさとの川、ふるさとの自然というふうなことで思い描いているところもありまして、総合的学習の場として利用されています。それと、子どもの水辺というふうな利用方法の登録もされている場所ですので、岡山の下流域の姿から非常にかけ離れた人工的な河川空間にならないようにお願いしたいと思っています。

46

そこから後、下は植物が非常に単純な植生になってきたということを、1970年に自然を守る会の人たちが百間川の植物調査をされてました。2000年から現在に至って、私たちの方で植物調査、それから植物の標本の収集を行っていますが、水生植物が非常にたくさん消滅しているのがわかりました。要するに、川の形態が非常に単調になってしまっているんじゃないかというふうなことをうかがわされています。ですから、そういう分流部のところは、とりあえずは10年以上の二次遷移が進んでいる場所なので、せめて現状維持かあるいは水辺の形態をもう少し多様化して

47

頂けるような方向で何か方策を立てて頂けたらというふうに思っています。こういったことを考えに入れて、2002年に自然を守る会、それから津田永忠顕彰会の人たちと、それから野鳥を守る会、そして私たちの会など、それから地元の自治会あるいは有志の人たちで百間川津田永忠記念公園構想マップというのをつくり

48

ました。ですから、是非このマップ構想などを今回の計画に盛り込んで頂けたらなというふうに思います。

次のページからは、私たちのエコミュージアムがどういう目的でつくられ、どういうふうに進め、現在どういうことを行っているのかというのを簡単にまとめたものです。時間がありませんので、これぐらいで。

名合会長

あとはこれ全部説明してくれるの。

鑛山委員

いえ、高島・旭竜エコミュージアム植物部会という3と書いてあるところまでが私たちの部分です。

名合会長

では、次の方に移して頂けますか。

では、池田さんですか。流域ネットワークの活動報告ということで。

池田委員

はい。旭川流域ネットワークの池田です。資料の5ページ目のところから5、6、7ページと旭川流域ネットワークの概要が載っています。私たちのネットワークは、平成9年の河川法の改正を受けて、もともとは河川管理者の方から住民の方々と一緒になって情報が欲しいな、一緒に手を取り合って考えていきたいなという呼びかけに基づいて市民団体が河川管理者と一緒に河川の点検をした、そこから始まっていきます。そういった中においては、住民の声を一つ聞く、行政とのチャンネルの位置づけというのを持ってきたのかなと思ってやってきました。

私たちは流域内23市町村にわたって約90の市民団体を構成している関係で、僕がいるのは下流域なんですけども、流域全体を見通した活動というのをやってきました。そういった中において、今回のこの分流部においても、下流という視点だけじゃなくて、流域全体から見たときに、先ほど柴田先生から山のこととかもありましたけども、私たちも流域全体の山のこととかのいろんな荒廃だとか、そういった現状を見る中において、この分流部の問題というのは、例えば6,000トンとか、単純に計算して、それで、じゃあ計画を全部考えていけるといっていいほど単純なものじゃないなというふうに思っています。

私たちは流域全体の人たちとのつながりを大事にしながら、今回のこういった会議においても、できる限り流域の皆さんの声が、この会議の中で少しでも生かされるように頑張って発言等を出して、この会を有意義なものにしていきたいと思っていますし、幾つかこの活動の中においては、実際新大原橋のところのたもとに河川工事事務所がアユモドキ水路を整備されたときにおいても、住民、漁業組合とか、いろんな人の意見との調整の中に入って私たちも一緒になって考えさせて頂いて、それによって河川管理者が考えていた計画がガラッと変わるという結果にもなったという、それは岡山における、旭川におけるすごくいい実績だと思いますので、今回の協議会も何かすべて計画確定ありきで、あとその範囲内でというよりは、皆さんに、これだけの立派な有識者がいるわけですから、その方々の意見を有効に生かして、河川管理者がこの旭川に最も適した計画に、見直すところは見直して、本当に後世に残せるものを、最初に渡部所長とか宮崎さんが司会のときに言われましたが、後世に本当に残せるものを是非つくってってもらいたい。また、その一役に私たちの意見も生かされればと思っています。そういった思いであります。どうぞよろしくお願い致します。

名合会長

はい、ありがとうございました。

そうしますと、あと永忠の記念公園構想マップ、それは補足的にお願いできますか。

小嶋委員

そこに百間川津田永忠記念公園の構想マップというのがございますけども、今市民団体の皆さんからお話があったような、基本的な自然の保護であるとか、それから子供たち等の教育の場であるとか、そういうものも踏まえて治水との一体感とい

うものを、何とかこの河川敷でできないかと、それから歴史の保存というものも含めてということで考えられたのが、津田永忠記念公園でございます。この記念公園については、基本的にはもちろん百間川は津田永忠の手によるものであって、その歴史的な遺産が多いということもありますけれども、基本的にはこの自然というものと治水というものをうまく調和をして、そして子供たちに親水性のある広場というものを提供して、そして自然も含めて見て、基本的には楽しむ場にしていきたいというふうに思っております。

50

基本的には非常に広い、これだけの広大なものが岡山市のいわゆる市内にあるというのは、これ非常に大事なことでございますし、また後樂園のちょうど北に位置するということもあって、平成の後樂園じゃありませんけども、そういうものも含めてみて、非常に活用性のあるものとしてやっていきたいというふうに思ってまとめたものでございます。詳しくは、中にいろいろ歴史的な資産、豊かな自然ということも踏まえてみて、いろいろ説明がございますので、是非ごらん頂きたいと思えます。

以上でございます。

名合会長

はい、ありがとうございました。

今の御説明に対しまして、何かお気づきの点とかございますでしょうか。

はい、どうぞ。

柴田委員

ちょっと今のお話と関連して、実は旭川の線というのは、後樂園は皆さんよく御存じでございますが、その下流の方に昔、花畑というのが、これは池田忠勝という殿様がつくったんですね。それから、後樂園は御承知のように池田綱政がつくった。ずうっと川上の方に行きまして中原というところに、昔、中原のお涼み所というのがありまして、これは池田光政が夏、納涼のために行ったというんですね。やっぱり川のそばというのは息抜きをするのにまことに都合がいいんですね。きれいな水が流れておりますから、恨みつらみでも水に流すというぐらいのもんですから、これは息抜きに非常にいいというので、最初の忠勝も花畑の、これは中州でございましたから、そこ。それから、次の光政も中原のお涼み所で憂さを晴らした。その次が今度は後樂園で池田綱政は憂さを流した。それから、これから平成のこの現代では、この一の荒手のところ、そういうところでこれから平成の人は憂さを流してもらおうということでございまして、これで4つそろうんでございます。これは是非やって頂きたいなということでございます。

51

以上です。

名合会長

ありがとうございました。

どうぞ。

沖委員

私、岡山大学の沖と申すもので、植物関係を扱っていますが、ここには雑草学なんて書かれておりますが、皆様に嫌がられている雑草を扱っているものでござい

すけれども、今エコミュージアムの方から御説明頂きまして、それを読ませて頂きまして、私もちょうど改修工事が始まる直前ぐらい、ですから自然が戻っていいなと思っているところが崩されかけたというふうなところから百間川におつき合いをさせて頂いているような者なんですけど、実はあの辺のイメージが頭にあるんですよ。それで、真ん中辺に書いてくださっている、分流部だけでも自然を感じさせるような河川空間、それからあと二次遷移が進んで、後どうするかと、この辺のやはり生態系というのは、常に時間とともに動いていくもので、この辺をどういうふうにキープするかというのが、これからもしこの分流部をお考えになる、そして自然度の高いところを少しでも残したいと思われでしたら、河川環境の中でも2つに分けて考えていかないといけないんじゃないかと。というのは、自然度の高いところと低いところ、これは私あって構わないと思うんですね。というのは、子供たちが水に接するところという、やっぱりそれなりにしてあげないと、とても子供たちそこで遊ばせんよね。というふうなことがありますので、その辺のバランスをやはりとって頂く。そこには先ほどお話があったように、これ治水の問題、利水の問題が絡んでくるんですね。ですから、この三本柱の中にまた一つ河川環境で組み入れて頂きたい。この辺をちょっとやはり今後お考え頂きたいなというふうに思ってお聞かせて頂いておりました。

52

それから、先ほどの治水なんですけども、私余りその辺が詳しくございませんので、これから皆さんに情報を提供して頂きたいと思うんですが、今までの20年、30年というよりか、ここ5年ばかりの共同行為といいますか、物すごく強い雨足のものが降った場合にどうかという、異常気象に伴う雨の降り方、洪水の出方、この辺のところの情報が私なんかはまだよくわかりません。こういうのがどうなるというところをやはり見ながら後のことも考えていかないといけないんじゃないかと。そういうふうな状況もいろいろ資料として拝見させて頂いて勉強させて頂きたいなというふうに思っておりましたが、いかがでございますでしょうか。

53

名合会長

ありがとうございました。

それでは、今のお三方の思い、あるいは御提案なんかについてほかに。

はい、どうぞ。

藤原委員

地元の高島学区と旭竜の地元の気持ちをちょっと皆さんにお伝えしときます。

3時間に及ぶ論議をしてくださいます、私どもの地域の資源を何とか守ってやろうという御提案でございまして、大変ありがたく思いました。胸の熱くなるような思いをしております。

この百間川の分流部に住まいをしております私どもとしましては、この有効活用ということで、前半が洪水を心配した話だったようでございます。それから、しまいの方になりますと、自然を守りながらやってやろうというような方向にしてくださって、大変うれしく思います。まさに桃源郷が生まれるんじゃないかと思うとりますんで、どうぞよろしゅうお願いします。

それで、せっかくの機会に御提案ですけれど、次回は2月の中旬というふうなこ

54

とになっておりましたが、できますことならちょっとずらして頂いて、3月ごろに、小鳥もさえずるようになってみんなの気持ちも晴れ晴れとしてくるようなころに、この辺りで焼肉でもつつきながら、山を眺めながら、旭川の水を眺めながらやって頂きゃ、さらにさらに具体的な百間川この周辺の有効活用の知恵がくるくる回るんじゃないだろうかなと、こういうふうに思いました、大変今日はありがとうございました。地元のそれぞれの町内会の皆さんにも、今日こういう論議をしてくださったということは、しかと伝えたいと思います。ありがとうございました。

54

瀧本委員

ついでですけれども、旭竜学区の連合町内会長をしている瀧本でございます。ちょうど私の町内が中島町内会、ナカジマじゃなくて、ナカシマ町内会でございます。この百間川のある部分というのは、ほとんどが中島の町内に関係するんですけども、ずっと上流の方は今在家、町内会長が来られておりますけど。今日、私が専門的なことでないんでわかりませんが、平成10年の洪水のときの模様が40ページ、41ページに載っていますけれども、これは私が中島に住まうようになって二十五、六年になるんですけれども、非常に危険を感じるほどの大洪水でございました。先ほど先生もおっしゃっておられましたが、土手そのものが余り丈夫にできているのかどうかということがわかりませんけれども、こういうものが来ると、本当に現在の土手で中島の住民を守ることができるんだろうかというような気もしましたんですけれども、48ページの赤い印のずっとあります土手ですね、この辺が頑丈になっておれば心配ないんですけれども、6,000トンとかというふうなときに果たしてどうなのかなというふうな心配をしながら見させて頂きました。

55

56

あとは津田永忠記念公園というのできるということで、私どもの学区の者、特に町内の子供さんたち、子供会のメンバーそのほかがああいうふうにしたいな、こういうふうにしたいなというふうなことで夢をめぐらしておりますので、是非それを実現して頂きたいなというようなことを思っております。

今日はありがとうございました。

名合会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。

それでは、今日いろいろなお話、御意見を頂いたわけでございますが、特にどうまとめたらいいのかわからないような形になっておりますけれども、基本的には将来この協議会がこの地区の有効な活用に向けてどういう提言をしていくかということが目標にあるわけでございますけれども、それに至るまでには具体的な活用案というのはいろいろ今も出ておりましたし、出てくるかと思えます。その前に今日一番最初から話題になりました治水の計画の原点といいますが、その辺りは常にひっかかる問題であります。その辺りを考えますと、やはり治水の問題について、もう少し勉強をする会であってもいいかとも思えます。もちろん、今日は治水がかなり激しい議論が出てまいりましたですけれども、そのほかにも環境の問題ということで、生態系の問題とか、そういったことについても我々で、この地区で勉強していく必要があるかと思えます。

57

治水の問題を勉強するといいましても、非常に幅広いわけでございます。洪水の流出の話とか、先ほど山の木がどうなってるかとか、どういう効果があるかとか、ダムの効果はどうだとか、いろいろございますが、これを一つ一つなかなかここで

58

やるというのも大変でございますけれども、何らかの機会でみんなが理解できるような形の情報提供をして頂きたいと思えます。
次回以降のこの協議会の進め方でございますが、今日は事務所の方で提案して頂いておるのは、資料の一番最後でございますが、第2回協議会、今2月中旬と書いてあるけれども、3月ぐらいはどうかという話がありました。現地視察なんかをしたらどうかということになっております。それは非常に重要だと思えますので、

59

現地視察をして、分流部周辺の現状をまず身をもって知るということ、それから治水面からの前提事項の確認、ここが問題になったわけでございますけれども、あそこに洪水がやってきたら、実際にどのような流れ方になるかとか、それに対しては安全な堤防としたらどのような構造のものが考えられるかとか、そういったものについての資料提供といえますが、今まで事務所に蓄積されておられます情報を示して頂いて、またそれをもとにして議論を進めたらどうかと。計画の150分の1とか、あるいは昭和9年とか、計画規模の話については、そういった情報をいろいろ受けているうちに、さて我々は今後この地区の計画の基本の水というのをどう

60

いうように考えるかというのも、おいおい出てくるんじゃないかと。最初からぼんとこれだけですと。考え方としては、境界条件が決まって、後やりやすくなるわけですけれども、ちょっとそういう取り扱いがなかなか難しいと。勉強していくうちに、またいい案も出てくるんじゃないかと、こういうように思えますので、とりあえず次回につきましては現地視察、それから洪水の流れがどうなるか、分流部です。そういったことについて情報を頂いたらどうかと思えますが、いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

池田委員

とりあえず、次回についてはそんなものかなと思うんですけども、全体として考えたときに、ここでどの程度の提言をするのかによって、実際この資料を見ると、多分最初に今本先生の方から話があったように、原案が準備されていて、それを承認していくような旧来型の会合をしていくなれば、恐らくこういうスケジュールなんだと思うんですけども、じゃあなくて、ちゃんと本当に中身あることを議論して、中身あるものを、こちらでつくったのを河川管理者に生かして頂こうという形で提案するならば、こんなスケジュール内容で本当にどれだけちゃんとしたものがつくれるのか、すごくスケジュール的に無理を感じるのと、それからやっぱり本

61

当に重要なポイントを話すときは、かなり集中してやらないと、数カ月に1回、3時間ほどポツと集まったんじゃ、はて前回何を話しましたっけなとかいうような話になり、恐らく中身が全然煮詰まらないと思うんです。そういう点においては、今日はもう時間がないですけれども、全体的な提言のスケジュールについては、もう少し協議会の中できちっと決めていくべきだと思います。現在示されているこのスケジュールには、実際に提言をまとめるまとめ作業については何も触れてなくて、

一体いつ提言をまとめるんだらうかと思ってしまう。まとめの作業を一体誰がやるのかもわからないような、こういうスケジュールでは無理だと思うんです。その辺はもうちょっときちと、これをどういうふうに進めていくのか、その中において 61 は現地に行って藤原さんが言われたように現地の中で、ざっくばらんに本当にどうしようやという話し合いも必要だと思うんです。それからせっかくすごく立派な各分野の専門家の先生方もおられるんで、そういう専門の方のプロの知見から
もきちとしたところも指摘して頂いて、本当に後世に残せるいいものをつくるためには、このスケジュールについても、もう一回細かく、本当の中身あるものができるように、その辺は是非今本先生とかから淀川の経験とか、いろんな意見も教えて頂いて、この審議会が形だけのもんじゃない、恐らく岡山河川の事務所は大変熱意のある河川事務所だと信じてますんで、その熱意に私たちも是非こたえられるように頑張りたくて、それに合ったスケジュールになるように、名合先生は大変なベテランの会長ですから、その辺はうまくかじ取りしてもらえと思うんで、次回以降のことについてもう一回じっくりちゃんと協議会で話せる時間をつくって頂けるよ 62 うに是非よろしく願います。

名合会長

はい、どうぞ。

長江委員

毎年4月、みどりの日にあそこで百間川のお祭りをやるんですけども、動植物の博物館あるいは埋蔵物の博物館をどこかに 63 つくって頂ければ、非常に勉強になります。あそこに行ったらこういうふうなもんがあるんだと、こういうふうなもんが埋蔵類にあるんだというような立派な、立派なと言うたら失礼なけれども、博物館をつくって頂きたいと、こういうふうに思います。終わります。

名合会長

はい、ありがとうございました。

いろいろ思いがあるかと思えます。池田さんがおっしゃったことは、非常に基本的なことかと思えますが、2回目の協議会につきましては、先ほどのような形で進めたいと、このように思えます。全体的にこの協議会、最終的なところでたどりつくまでに 64 どういったことを検討していくかということにつきましては、今ここでなかなか時間もございませんのでお話しできないかと思うんですが、これは事務所はいろんな情報を持っておられますから、事務所と相談して、それからそういうことに熱意を持っておられるという、皆さんそうですけれども、池田さんなんかは何を議論すればいいかということについてかなり具体的に持っておられるような気が致 65 しますので、その辺りの御意見も聞いたりして、次回の協議会の後にでもその後の全体的な協議会の進め方についてお話し合いをしたいと、少し時間をとってですね。そういうことを考えておりますが、遅いでしょうか。あるいは、皆さん方からこういうことをやれというのを、事務所のホームページに、ホームページには書き込みができるんですか。

志々田調査設計課長

自由に常に書き込みというのは、ちょっとできる状態にはなってないです。

名合会長

そういう御意見があれば、何らかの形で届けて頂いて、それをもとにしてまた私も見せて頂いて、進め方を考えてみたいと、このように思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

はい、どうぞ。

今本委員

1回目ということで仕方がなかったとは思いますが、これに出てて感じたのは、次からできたらこの席順やめませんか。ブロック別に座っているようですけども、これからの議論を活発に進めていくには違うブロックの委員間のコミュニケーションが要ると思うんですよね。そうすると、もっとばらばらな五十音順でもいいですし、いろんな方法があると思うんですけども、何かそうした方がいいのではないのでしょうか。どうも利益代表みたいな感じが現在の配置だとします。せめてこのブロックをばらして、会議ごとにローテーションしてもいいですよ。いわゆる学識経験者が上座に座るのは気まずいような気がしますので、是非御検討ください。

名合会長

またいい案があったら、もう経験者ですからちょっと教えて頂くということにしたいと思いますが。

どうぞ。

藤原委員

だったら、会長さん、さっき提案しました3月の中旬ごろに、桜のほころびたころにコミュニケーションをすれば、こういうような姿じゃなしに。

名合会長

そういう形もありますね。

藤原委員

大学の先生の肩をたたきながらやっていきゃ、知恵が出るんじゃないでしょうか。

名合会長

時期的な問題についてはどうでしょう。

宮崎副所長

それは可能だと思っています。皆さんの御都合によりますけども、30名程度いらっしやいますんで、一応また皆さんが御希望であれば、来年3月の桜のころにでも一応セットしたいと思います。

名合会長

そういうことで。

藤原委員

どうぞよろしゅうお願いします。

名合会長

予定されておりました時間が若干過ぎたようでございますけれども、この場でほかに御意見、コメント等ございましたらお願いしたいと思いますが。

先生何かございせんか。よろしいですか。進め方について何か。

中川委員

さっきから出てますように、流域委員会なんかも同じなんです、私ら基本的に皆さんの持っておられる情報とか知識とか、そういうものをここで全部あまねく共有するということで、こういったものも一つの勉強会、そういうもんだと僕は心得てやっているんですよ。だから、そういう気持ちで、何を言っても、何を質問しても恥ずかしくないわけで、私なんかもめちゃくちゃ言うて悪いですが、何を言い出すか、そういったことを忌憚なく言えるような会にして頂ければ、いい発想とか、具体的な提案とかいろいろ出てくると思うんですよ、皆さん話し合いながら。そういう会には是非して頂きたいと、こう思っています。

70

名合会長

はい、どうもありがとうございました。

では、一応私の方はこれで終わりにして、事務局にマイクを返したいと思いますが、よろしくお願いします。

宮崎副所長

では、長い間どうもありがとうございました。皆さんにおかれましても活発な御意見等を頂きまして、次回はひとつ違うものでも飲みながら、また活発な御意見を頂ければと思っています。今日は本当にお忙しいところありがとうございました。

午後 4 時28分 閉会